# 福祉社会学会 第22回大会

# 報告予稿集

期日：2024年 6月29日（土）-30日（日）

会場：津田塾大学 千駄ヶ谷キャンパス

お問い合わせ
福祉社会学会第11期研究委員会 委員長 三井さよ
［大会事務局所在地］
〒194-0298 東京都 町田市 相原町4342
法政大学　社会学部

## ■第 22 回福祉社会学会大会 プログラム
## 2024 年 6 月 29 日（土）・30 日（日）
## 会場：津田塾大学（千駄ヶ谷キャンパス）

### ◇第 1 日目　6 月 29 日（土曜日）

**10:30－11:30 研究委員会 【SA316】**
**11:30－12:45 理事会 【SA313】**
**12:30　受付開始**
**13:00－15:30 自由報告／20 周年記念テーマセッション**

**［第１部会］ 地域福祉と家族のケア【SA202】**

司会：佐草智久（日本福祉大学）

1. 地域子育て支援拠点におけるケアの循環とケアの多層性に関する一考察
松村智史（名古屋市立大学）
2. 地域福祉活動の参加と家族のケア責任の動態―住民の生活史調査に基づいて―
松端祐介（京都大学大学院）
3. 地域運営組織における住民主体の醸成に関する考察―きっかけづくりから人材育成まで―
鈴木美貴（立正大学）
4. 男性の育休取得を阻む要因に関する考察―当事者への半構造化インタビューから―
奥田祥子（近畿大学）

**［第２部会］ 「支援」再考【SA201】**

司会：中根成寿（立命館大学）

1. 放課後等デイサービスにおける支援者の論理構造―複数の論理の併存と今後の可能性―
白石恵那（東京大学大学院）
2. 「療育」と「発達支援」概念の変遷
江頭早紀（津田塾大学大学院）・柴田邦臣（駒澤大学）
3. 居場所づくりに対する「支援」概念の差異―校内居場所カフェをめぐる関係者の語り―
中西美裕（大阪大学大学院）

**[20 周年記念テーマセッション]　『福祉社会学文献ガイド』出版記念企画　【SA207】**

当学会 20 周年記念事業の一環として、『福祉社会学文献ガイド』が刊行された。本書の企画趣旨を改めて振り返るとともに、実際に刊行されてからの活用方法、大学院生の側での受け止め方などを踏まえ、今後の福祉社会学の広がりについて展望する。

（登壇者・敬称略）

コーディネーター：高野和良（九州大学）

司会：寺田貴美代（新潟医療福祉大学）

登壇者：亀山俊朗（中京大学）

上村泰裕（名古屋大学）

桜井政成（立命館大学）

染谷莉奈子（日本学術振興会）

馬場智也（名古屋大学大学院）

**15:30－15:45　　休憩**

**15:45－17:45　自由報告**

**[第３部会]　貧困と子ども【SA202】**

司会：御旅屋達（立命館大学）

1. 子どもの援助要請に対する貧困の効果―なぜ子どもたちは困難を抱えても他者に助けを求めないのか―　赤城拓（京都大学）

2. 生活困窮世帯における食の「質」―市民による食の支援からの考察―　堀部三幸（上智大学大学院）

3. 子どもの剥奪と母親の剥奪の分析―子どもは「守られて」いるのか―　阿部彩（東京都立大学）

**[第４部会] 高齢者と地域【SA201】**

司会：西野勇人（東日本国際大学）

1. VR 回想法により地域コミュニティにおける認知症高齢者への理解の促進するアート実践―地域コミュニティと認知症高齢者との橋渡しの役割を果たすアート実践の研究―　大村直子（東京藝術大学大学院）

2. 福祉有償運送は移動困難者の課題を解決したのか　畠山明子(星槎道都大学)

3. 終活をめぐる支援事業の促進に関する研究―基礎自治体を対象とする質的調査から―　白石敦子(立教大学)

**18:00－　懇親会　【１階カフェテリア】**

＊カフェテリアは、１階、正面玄関からホールを通り抜けた奥にあります。

## ◇第 2 日目　6 月 30 日（日曜日）

### 午前の部

**9:00　受付開始**

**9:30－12:00 自由報告**

**[第５部会] 障がいと社会　【SA202】**

司会：山村りつ（日本大学）

1.ある併存性障害者支援事業所における生活経験―併存性障害のある人のアジール？―
相良翔（埼玉県立大学）

2.「媒介子」としての精神疾患―「病気の治療」から「関係性の変革」へ―
竹端寛（兵庫県立大学）

3.重度訪問介護成立に際して働いた力学―公共的相互性の下で起こったこと―
髙阪悌雄（青森県立保健大学）

4.障害者政策への支持―社会的属性に基づく説明の限界と可能性―
池田裕（法政大学）

**[第６部会] 福祉政策と社会学【SA201】**

司会：堅田香緒里（法政大学）

1.戦後日本における「生活者」のニーズ分析―国会会議録の計量テキスト分析―
堀祐輔（立命館大学大学院）

2.地域福祉の「政策化」と福祉社会学研究―メタガバナンスの社会史を捉えるための試論―
中野航綺(日本大学)

3.ボランティア活動参加者の経済的メリット ―パネル調査（JLPS-YM）の分析から―
伊藤理史（京都産業大学）

4.サービスラーニング型授業での再帰性実践の可能性―社会学的想像力の涵養を目指して―
桜井政成（立命館大学）

**総会・昼食（12:15-13:15）【SA305】**

## 午後の部

---

### 13:30－16:30　シンポジウム

### 「人が生まれ育つのを社会的にどう支えるか――こども家庭庁の創設をうけて」【SA305】

司会：山下亜紀子（九州大学）・畑本裕介（同志社大学）

討論者：土屋敦（関西大学）・相馬直子（横浜国立大学）

**［第１部］**

企画趣旨説明

解題　　畑本裕介（同志社大学）

1. ヤングケアラー支援が提示するもの―“大ごと”にならないサポートの仕組みをどう作る―

澁谷智子（成蹊大学）

2. 子どものためをめぐる磁場―社会的養護の現場と理念から考える―

安藤藍（千葉大学）・川瀬信一（一般社団法人子どもの声からはじめよう）

3. 「こどもまんなか」社会と若者―誰が, どのように「まんなか」に位置づけられるのか―

岡部茜（大谷大学）

**［第２部］**

パネル・ディスカッション

---

**【大会の参加方法・要旨集および配布資料の入手方法】**

・本大会は、対面開催です。また、参加費については事前徴収のみとさせていただき、当日の窓口でのお支払いは受け付けておりませんのでくれぐれもご注意ください。つきましては、ご参加される方は期日までに所定の口座まで参加費をお振り込みいただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

・要旨集は、印刷物としては配布いたしません。学会公式サイト（http://www.jws-assoc.jp/）にて大会１カ月前を目途に掲載いたしますので、事前にご自身でダウンロードもしくは印刷してください。なお、ダウンロードしたファイルを読むためのパスワードは、福祉社会学会 ML にてお知らせいたします。見逃さないようご注意ください。
・各報告の配布資料は、事前にクラウドにアップされたものについては、事前にご自身でダウンロードもしくは印刷してご持参ください。クラウドへのリンクは、大会前日までに ML にてお知らせいたします。

・建物内での Wi-Fi の利用については、eduroam 利用資格を持っている他大の方は、本学の無線 LAN を利用することができます。それ以外の方は、携帯用 Wi-Fi ルータをご持参されるなど、各自で Wi-Fi 環境の確保をお願いします。

＜eduroam 利用方法＞
・無線 LAN の一覧で「eduroam」を選択します。本務校のアカウントとパスワードを入力します。
・設定値（Android 端末利用の場合、以下の設定が必要になることがあります）
EAP 方式：PEAP
フェーズ２認証：MSCHAP2 または MSCHAPV2 を選択
CA 証明書：「システム証明書を使用」または 所属機関から指定された内容を設定
ドメイン：所属機関から指定された内容を入力（例：津田塾大学の場合は「tsuda.ac.jp」）
クライアント証明書（ユーザ証明書）：N/A または指定なし

・今回はお弁当を各自でご用意いただく形になります。とりわけ２日目は昼休みに総会が開催されますので、あらかじめご昼食をご持参いただきますようお願い申し上げます。（１F のカフェテリアは、大会両日とも営業しておりません）。

**【会場案内】**

津田塾大学千駄ヶ谷キャンパス　　〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-18-24

（主要路線からのアクセス）

JR 総武線・中央線　千駄ケ谷駅下車、徒歩約 1 分。

都営地下鉄大江戸線　国立競技場駅下車、A４出口より徒歩約 1 分。

東京メトロ副都心線　北参道駅下車、徒歩約 10 分。

受付、懇親会会場は１階、委員会・総会・シンポジウム・部会等は２階、３階です。

２　階

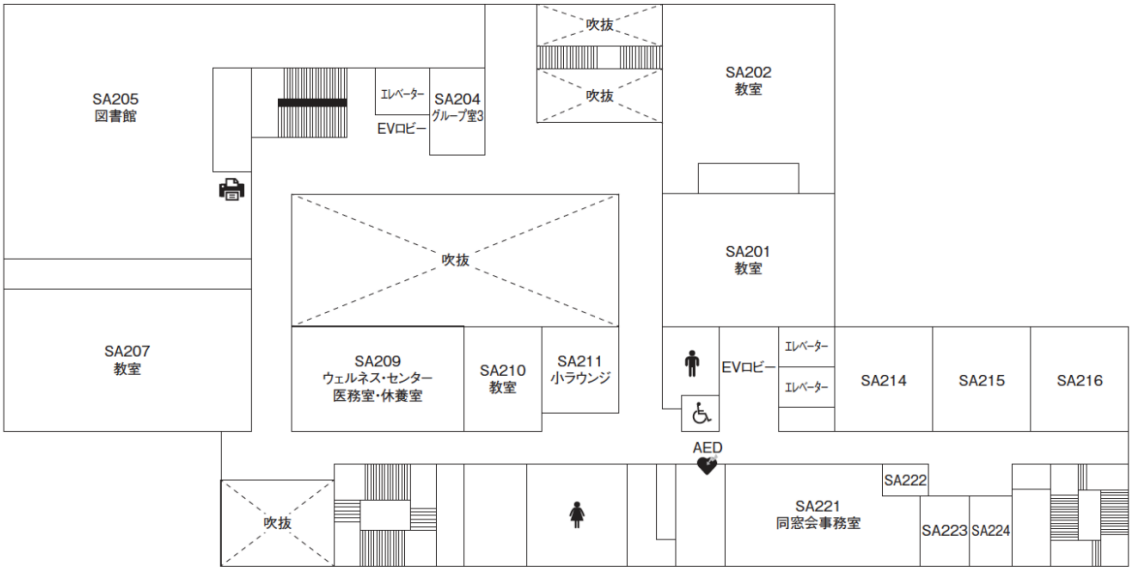


３　階

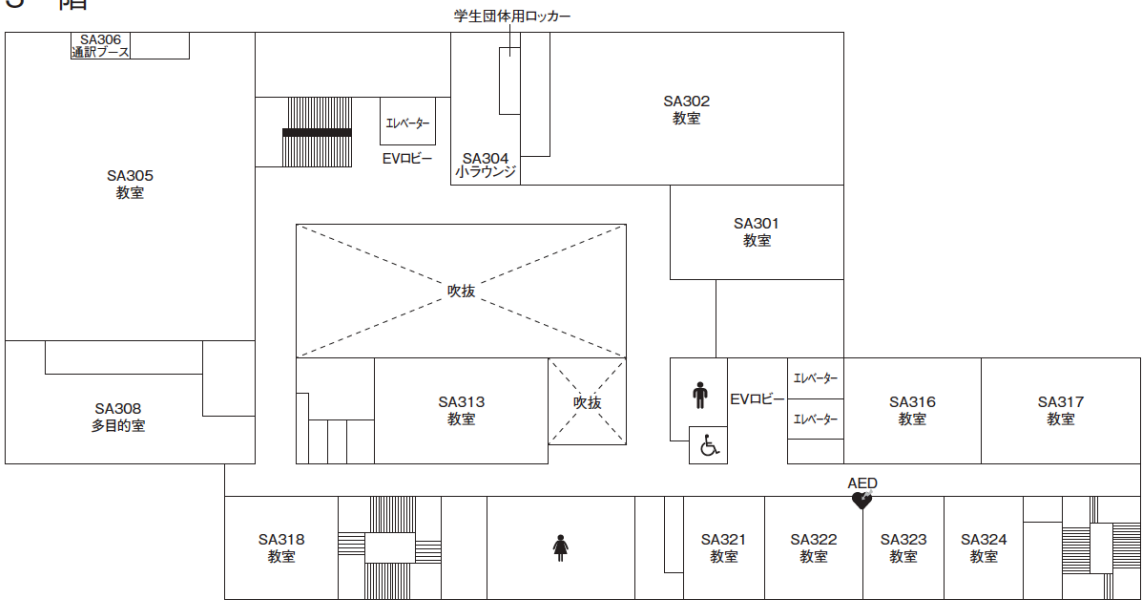

# 地域子育て支援拠点におけるケアの循環とケアの多層性に関する一考察

松村　智史（名古屋市立大学）

地域子育て支援拠点事業は、児童福祉法に基づく子育て支援事業、社会福祉法における第２種社会福祉事業に位置づけられており、子育て家庭にとって身近な地域の拠点として、子育て支援の中核的機能を担うことが期待されている。一方で、地域子育て支援拠点において、どのようなケアが生起しているのかという実態は、先行研究では、十分に明らかにされていない。また、法制度としては、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」があるが、具体的な中身は明記されておらす、実際どのような取組、ケアがなされているのかという実態は、現場に任せられている部分が大きい。この点、現場では、法制度の想定とは異なる、多様なケアが行われていることが推測される。法制度と現場の間で、ギャップ（齟齬・乖離）が生じていることも考えられる。これらを明らかにすることを、本報告では研究目的とした。

問題意識や研究目的を踏まえて、２点の分析の視点を設定した。１点目は、①地域子育て支援拠点の現場で生起しているケアの実態・態様を把握することにある。２点目は、②現場でケアに関してどのような葛藤や課題があるのかということである。調査は、首都圏のＸ市の地域子育て支援拠点を担う NPO 法人に半構造化方式インタビューを行い、質的分析を行った。

まず、分析の視点①に関して述べると、分析の結果、対人ケア以外のケアとして、地域とつなげる支援、学び直しを提供する支援、活躍の場や機会を提供する支援、子育て世帯を擁護・代弁する支援といった態様のケアが浮かび上がった。実施要綱の「事業の目的」に掲げられている地域の子育て支援機能の充実に沿っていると解釈できる取組については、自分たちのアイデア、工夫、仕掛けを盛り込むことで、自分たちの主体的・能動的な活動につなげていた。例えば、利用者を呼び込むための工夫をしたり、地域の社会資源を開拓して利用者と地域をつなげるなど、様々な態様のケアを苦労しながら模索し、なんとか行っている実態がわかった。これらのケアは、多様な利用者のニーズに応えるものと肯定的に捉えることもできるが、抽象的に事業実施を呼びかける規定を超えるものでもあり、かつ、団体のスタッフの裁量、具体的には、発案や取組の努力に丸投げされているといえそうなほどに委ねられていた。すなわち、どのようなケアがなされているのかという実態は、現場に任せられている部分が大きい。規模や地域とのつながりのある団体では、創意工夫に富んだ、有効な取組ができるかもしれないが、その実施に際してのスタッフの負担は小さくなく、現場の取組に依存しているともいえる。

続いて、分析の視点②に関して述べると、自主事業で収益を上げていく難しさ（安価な業務委託経費、低賃金）、業務がハードで責任もある一方で待遇がそこまで良くないなかでのボランティア精神の限界、次世代への引継ぎや地域の担い手の育成が課題であることが浮かび上がった。これらは、子育ての社会化を掲げ、そのために地域での子ども・子育て支援体制の充実を推進している社会の建前との間で、少なくないギャップ（齟齬・乖離）があることを示しているものといえる。かかるギャップに直面しながら、現場において、支援者のスタッフは疲弊していた。他方で、こうした現場の実態を、行政が認識したり、対応策をとっているということは確認できず、行政と現場の間で溝があることを示唆している。

続いて、全体考察を行った。地域子育て支援拠点では、通常の対人的・直接的なケア（利用者の話し相手や相談相手になる、気にかける、助言を行う、子どもを一時的に預かる、さらに必要な支援や

専門機関につなげるといった支援）とは異なるケアを行っていることが本調査から明らかになった。具体的には、利用者への通常の対人的・直接的なケア以外のケアとして、「学び直しを提供する支援」、「地域とつなげる支援」、「活躍の場や機会を提供する支援」、「子育て世帯を擁護・代弁する支援」というケアのあり方が浮かび上がった。すなわち、利用者への対人的・直接的なケアだけでなく、地域の社会資源を開拓して多層的なケアを構築するとともに、利用者と地域の社会資源をつなげていくことで利用者に活躍の場、役割、居場所を提供し、さらに、子育て世帯を擁護・代弁するというものである。こうしたケアの特徴として、ケアの多層性とケアの循環の２点を指摘できる。

まず、ケアの多層性について述べる。地域子育て支援拠点において、利用者はスタッフからケアを受けることができる。しかし、一方で拠点にできることは限られており、また、育休復帰後に拠点利用が減った後も、子育てを地域で重層的に支えるために、拠点だけでなく、利用者が居住する地域において、利用者が様々な社会資とつながっていくことが重要となる。しかし、共働き世帯の増加や、特に都市では親は別地域出身のため、子どもを持つまで地域との接点がないというケースも少なくない。子育てをするという段になって地域の子育てに関する社会資源を調べ、つながろうとしても、容易ではない。そのときに、地域に根ざした地域子育て支援拠点が、利用者と地域の社会資源をつなげるという、ケアの手配・調整・マネジメントを行うことが小さくない意義を持つ。いわば、利用者を、地域子育て支援拠点を入口として、地域の社会資源につなげるというケアが行われている。また、そのために、地域子育て支援拠点は、日頃から、地域の社会資源を開拓し、呼び込み、関係を維持し、社会資源を集約化・ネットワーク化する取組を継続的に行っている。そうして形成された、地域のいわば多層的なケアの網に利用者をつなげるというケアが拠点によって行われているのである。利用者が様々な地域の社会資源とつながることは、子育ての孤立感・孤独感、不安感、負担感を軽減することにもつながり得ることに加えて、子育ての社会化の理念とも共鳴し得るところがあるだろう。

続いて、ケアの循環について述べる。利用者は地域子育て支援拠点を入口として地域の様々な社会資源につながるが、そこでケアを受けるだけではなく、少なくない利用者は、今度は、拠点の支援者（スタッフ）になることをはじめ、地域において様々なかたちで自分がケアを提供する側になる、あるいは、ケア提供の役割を通して、地域につながっていく。それは、仕事への本格復帰までのステップアップのように育休中や子どもが小さいときだけという場合もあるが、その後もずっと続いていくケースもみられる。上述のケアの多層性との関係でみると、利用者は、拠点を入口として地域につながり、ケアを受けるだけでなく、さらに、ケアを提供する側として、多層的なケアの循環の輪に入っていく。ここで重要なのは、拠点の利用者が今度は支援者（スタッフ）になるという拠点内での閉じたケアの循環ではなく、拠点にとどまらず、広く地域のなかで、それぞれが自分に合った役割、居場所、活動の機会を通して、必ずしも自分が受けたケアのかたちにしばられず、むしろ、ケアのかたちや質が変化しながらも、今度はケアを提供していく、ケアの担い手になっていくということである。別言すれば、当初のケアが、そのかたちや質が変わったり、時に増幅したり縮減したりしながらも、ケアに込められた思いが引き継がれるように、拠点にとどまらずに、さらに地域へと広がり、多層的に発現し、循環していくということである。子育て支援は、専門性の高いケアももちろんあるが、声をかけたり、気にかけたりといった身近で取り組みやすい態様でもケアになり得るため、こうしたケアの多層性や循環を生みやすい性質を持つ。こうした特性から、地域子育て支援のケアは重要である一方、多くの課題も浮かび上がった。

主要文献

稲葉昭英, 2022, 「弱いケアと強いケア：ケア概念の分節化と統合」『社会保障研究』7(2)：102-112.

# 地域福祉活動の参加と家族のケア責任の動態

## ―住民の生活史調査に基づいて―

松端　祐介（京都大学文学研究科博士課程 1 年）

### 1．目的

本報告の目的は、家族に何等かのケアが必要な成員がいる場合にそのケアの責任を負っている住民が、どのように子育てや介護といった家族へのケアを行いながら、地域福祉活動に参加しているのかということについて、住民の日常生活の視点から生活史調査に基づいて明らかにすることにある。「ケアの社会化」を基本理念とする介護保険法が 2000 年度より施行されて以降、確かに一定程度の「ケアの社会化」が進んだとはいえるものの、その一方で実際には家族のケア責任が現在でも根強く維持されていることが様々な研究で示されている（上野 2011;木下 2019 等）。このような状況の中で、家族が専従的に担ってきたケアを支える場として地域における共同的な福祉活動が着目されており、高齢者のケアや子育ての分野では、実際に地域の共同的な活動が一定の役割を果たしていることが明らかとなっている（山下 2021）。全国の社会福祉協議会が把握するボランティア数は、多少の増減はあるが、2022 年には 667 万 7675 人となっており、調査が開始された 1980 年（160 万 3452 人）の 4 倍以上の水準となっている（全国社会福祉協議会 2022）。したがって、日常生活において自身の家族のケア責任も担いながら、地域での福祉活動にも参加する住民が多くいる。しかし、住民が日常生活をおくるうえで、家族のケア責任と地域での福祉活動への参加が、生活の中でそれぞれどのように位置づけられており、両者がどのように関係しているのかということは十分に明らかにされてこなかった。

先行研究では、高齢者介護（住民参加型在宅福祉サービス等）や子育ての分野において、自身の家族に対するケア経験を活かしたいという動機から、地域での福祉活動に参加する場合があることが明らかとなっている（小林 1994；山下 2004）。しかし、日常生活の中で家族のケアに対して責任を負うことが、地域での活動への参加のあり方とどのような関係にあるのかについては、今まで十分に検討されてこなかったのである。

### 2．方法と分析枠組み

本報告では、地域において福祉活動を行っている住民へのインタビュー調査により明らかとなった、地域で福祉活動に参加する住民の生活史・活動史をもとに、住民の日常生活やライフサイクルの変化にひきつけて、家族のケア責任と地域での福祉活動の参加の関係について分析を行う。その際、日常生活上の様々な調整の上に成立するものとして福祉活動への参加を捉え直すことを、〈参加〉と〈離脱〉として独自に概念化する。

実は地域福祉活動に〈参加〉することが日常生活のなかで最優先であるという人はほとんどいない。住民は日常生活と地域での活動を両立させるために日々調整を繰り返しているということが実態であり、両立不能となった際には地域での活動から〈離脱〉することもあるのである。そのため、福祉活動への参加を継続する意思があったとしても、仕事や家族のケアといった日常生活の様々な事情から実際に〈参加〉できるとは限らない。例えば、午前は地域福祉活動、午後は仕事（自営業）という方針のもと、午前中にできる範囲のみで地域活動に〈参加〉するという場合がある。あるいは、福祉委員等の役職を務めていても、現役中は仕事を優先し積極的には活動せず、定年後に活動に積極的に〈参加〉するという場合もある。そして本報告で着目するのは、日常生活の中でそのニーズがいつ

発生するか予期しにくい家族のケアと調整しながら福祉活動に〈参加〉するという場合である。本報告では、住民の日常生活に着目して、生活史調査の手法をふまえて考察を進める。

## 3．考察

住民が福祉活動に〈参加〉している背景には、日常生活における様々な調整がある。住民は、家族のケアが比較的落ち着いているときでも、絶えず家族の理解を得ながら、活動に〈参加〉していることがある。また、急な保育園からの呼び出しがあるなど、いつ突然家族のケア責任を果たすべき状況になるか分からないというなかで、福祉活動に〈参加〉しているということもある。このように、住民の福祉活動の〈参加〉の背景には、家族のケア責任との絶え間ない調整があるのだ。一方で、住民は、子育てや介護といった家族のケアのために福祉活動から〈離脱〉することもある。地域で福祉活動をしている住民は、家族のケア責任を果たせることを常に担保しながら福祉活動に〈参加〉し続けており、家族のケア責任を果たす必要があるときは、活動から〈離脱〉することもあるのである。

したがって、地域で福祉活動をする住民は自身の活動動機や明確な活動方針のようなものに従って自由に福祉活動に参加し続けられるというわけではなく、常に家族のケア責任を果たすことを念頭におきながら、様々な調整を経て〈参加〉や〈離脱〉を繰り返しているのである。家族のケア責任を担うことが家族のケア経験につながり、地域福祉活動への参加の動機となることもある。一方で、家族としてのケア責任の存在は絶えず地域活動への〈参加〉が可能かどうかを住民に問うものとしてはたらいていた。地域福祉活動へ〈参加〉している場合でも、完全に家族のケア責任から独立して福祉活動を行っているわけではないことが明らかとなった。

本報告では地域での福祉活動を担う住民の生活史・活動史から、家族のケアの社会化（それに伴う地域福祉における住民参加の期待増大）と家族のケア責任の存続が同時に起こっているという複雑な社会状況のなかで、住民が家族のケア責任の磁場に常に引き寄せられながら、地域福祉活動への〈参加〉と〈離脱〉を繰り返しているという生活実態を明らかにする。

＊本報告で用いた調査は、京都大学大学院文学研究科社会学専修研究倫理審査委員会において、2022 年 8 月 4 日に「地域における住民による福祉活動の可能性と限界」をテーマに、調査を行うことを承認されている。

## 文献

上野千鶴子, 2011,『ケアの社会学――当事者主権の福祉社会へ』, 太田出版.
木下衆, 2019,『家族はなぜ介護してしまうのか――認知症の社会学』世界思想社.
小林良二, 1994, 「住民参加型在宅福祉サービスへの参加意識――調布ゆうあい福祉公社を中心として」『季刊社会保障研究』29(4)：312-321.
山下亜紀子, 2004,「育児支援者の動機付けに見る地域型育児支援の展望」『国立女性教育会館研究紀要』8：39-50.
――――, 2021,「家族によるケアと地域の共同性――高齢者、子ども、障害児のケアから」『社会分析』48：31-46.
全国社会福祉協議会, 2022,『全国の社会福祉協議会が把握するボランティア数の現況及び推移』.

# 地域運営組織における住民主体の醸成に関する考察

## ―きっかけづくりから人材育成まで―

**鈴木　美貴（立正大学）**

1. 問題の所在

本報告の目的は,地域課題の発見・解決に取り組む地域運営組織を対象に,住民主体を醸成するために求められる働きかけについて検討することである.分析においては地域運営組織を推進する事務局長へのインタビュー調査,当該組織が地方自治体とともに作成した文献等をもちいる.それらをもとに,必ずしも地域活動に参加する意思を持っているとは限らない住民に対して,住民主体の醸成を後押しするためにどのような働きかけが求められるのかを明らかにしたい.

2. 地域運営組織が増加してきた背景

高齢化にともない孤立死や老々介護など,人々の抱える生活課題が増加している.その一方で担い手不足も深刻化している。このような現状をうけて昨今注目されているのが地域運営組織（RMO）である.RMO とは,「地域の生活や暮らしを守るため,地域で暮らす人々が中心となって形成され,地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき,地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織」（総務省 2020）である.2005 年～2007 年の「平成の大合併」の直後,自治体が広域化することにともなって,末端地域へ行政サービスが行き届かなくなることが懸念されるため,行政主導で設立されたケースが多い.2015 年の介護保険制度の見直しでは.生活支援や介護予防は地域がおこなうこととされ,その担い手としても RMO は期待されている.

このように期待の高まる RMO であるが,行政との関係における課題として「地域住民の当事者意識を醸成し,そこから内発するという基礎的プロセスを軽視しがち」であることが指摘されている.地域住民の当事者意識―本研究では住民主体と捉える―の軽視は「協働」という名の「安上り行政」につながりかねない.

3. 先行研究と本稿との関連

先行研究における住民主体については,地域福祉やボランティア活動の領域において論じられてきている.そこでは福祉教育の重要性や福祉問題を自分事として捉えることの意義が示されている（大橋 2021,室田 2020）.しかしながら,地域運営組織においては,ボランティアのように主体性を内面化している人ばかりではない.地域課題の複雑化などの背景をうけて「否が応でも」地域活動を展開していかなければならない現実がある.このような状況において,住民主体はどのように醸成されうるのかについては議論の余地がある.

以上のことから,本報告では地域住民の主体性の醸成を高め活動にコミットすることを後押しするような実践を展開している RMO の分析をとおして,どのような働きかけが住民主体の醸成のために有効になりうるのかを検討する.

4. 研究方法

本研究で使用するデータは,東北地方の A 地区で、RMO の立ち上げから現在までを主導する事務局長へのインタビュー調査,および文献資料である.インタビューは,「立ち上げ時からこれまでの経緯」,「活動において重視していること」,「人材確保における工夫」「モチベーションを高めるための工夫」「スタッフ間の関係」などの質問項目に基づき半構造化面接による調査を 2023 年 8 月に実施した.

文献資料は当該 RMO の刊行物,当該 RMO と地方自治体が共同で作成した RMO 推進のためのガイドラインなどを使用する.

5. 結果

第一に，住民参加のハードルを下げる工夫がなされていることである.まずは人々が集まる場をつくり楽しい雰囲気を演出し,多くの住民が気軽に交流できるような状況をもうける.「明確な目的意識を持って参加するだけではなく，目の前の面白そうな活動に巻き込まれつつ緩やかな参加に至る」（藤原 2020）流れが重要だといえる.第二に、地域づくりを推進する人材をめぐって,負担がどこかに集中しないようなしくみが構築されていることである.それぞれが得意分野を生かして役割を果たすことで,誰かに負荷がかたよることが避けられる.この工夫によって,必ずしも共通の目的を志向しなくても主体的に地域活動にかかわることにつながる.第三に，地域活動にコミットすることが住民一人ひとりにとって貢献的になるような工夫がこらされていることである.1 つに自己実現・自己研鑽である.住民の関心をリサーチして,単独ではアクセスしづらい社会資源にふれる機会を用意する.そのことによって地域活動に参加することがメリットとして捉えられるようになる.2 つにコミュニティビジネス等をとおして金銭的な利益を得られることである.人々が行動する動機の一つに経済的動機がある（山崎 2021）.ささやかな内容であっても生活の充実につながりうる.第四に,ミクロのコミュニケーションにおいて,住民主体を引き出す工夫がなされていることである.地域活動における新たな提案に関しては,結果が予想しにくく不安が伴うため,反対意見はつきものである.とはいえ,課題に向き合うためには現状維持にとどまるわけにはいかない.反対論者が改めて提案に向き合い,反対意見の代案を提示することを促す働きかけがあった.説得的に提案とおすというよりも,再考を促すことにより主体性の発現を後押しする様子がみられた.

［謝辞］本研究は JSPS 科研費 23K12670 の助成を受けている.

**引用文献**

大橋謙策,2021,「コミュニティソーシャルワークの歴史的・思想的背景と新たな展開」宮城孝・ 菱沼幹男・大橋謙策編『コミュニティソーシャルワークの新たな展開－理論と先進事例』中央法規.

藤原旅人,2020,「アートプロジェクトにおけるボランティアの中動態的参加の意義－さいたまトリエン ナーレ 2016 を支えたサポーターのコミュニケーション生成に注目して」『公共コミュニケーション研究』5 (1):21-40.

室田信一,2020,「共生社会づくりの根拠と実践」上野谷加代子編『共生社会創造におけるソーシャルワークの役割－地域福祉実践の挑戦』ミネルヴァ書房.

山崎亮,2021,「コミュニティを拓く新たな参加論」宮城孝・菱沼幹男・大橋謙策編『コミュニティソーシャルワークの新たな展開－理論と先進事例』中央法規.

# 男性の育休取得を阻む要因に関する考察

## ―当事者への半構造化インタビューから―

奥田 祥子（近畿大学）

### 1. 研究の目的

女性の仕事と家庭の両立、管理職登用など職場での活躍を推進する法整備や社会意識の高まりとともに、男性が育児休業（育休）を取得し、積極的にわが子の育児に携わる重要性が指摘されて久しい。男性の育休取得を推進する法整備が進んでいる一方で、職場では男性の育休取得には依然として壁がたちはだかっているのが実情である。2022 年 4 月から事業主による労働者への育休取得の働きかけが義務化され、同年 10 月からは「出生時育児休業（産後パパ育休）」制度が始まった。男性の育休取得率は 17・13％と年々上昇してはいるものの、女性の取得率（80・2％）との間には大きな隔たりがある（厚生労働省の 22 年度「雇用均等基本調査」）。特に男性の育休取得期間の短さは顕著で、5 割強（51・5％）が「2 週間未満」（21 年度同調査。取得期間は毎年調査されていない）にとどまっている。

本研究報告では男性の育休取得を阻む要因について、男性の育休など子育てに関する制度利用や申請を契機とする嫌がらせ行為「パタニティハラスメント（パタハラ）」、育休制度運用面の課題などに着目し、育休を取得した男性と、育休取得を考えたが見送った男性を対象に、半構造化面接法によるインタビュー調査を実施し、国の統計調査や文献も参考に、検証するのが目的である。回答者を抽出するための予備調査段階ではパタハラ被害等に関する質問は行わず、恣意性を排除した。

従来明らかにされてこなかった問題点を可視化し、男性の育休取得推進のため、実効性のある国の政策立案や企業内制度の設計・運用、経営陣・管理職の意識改革の一助となることを期待したい。

### 2. 方法

半構造化面接法による 2 つのインタビュー調査（以下調査（1）（2））を実施した。調査対象者は 20 歳代後半～40 歳代前半の男性計 52 人。このうち調査（1）は育休を取得した 22 人、調査(2)は育休取得を考えたが見送った 30 人。過去（調査時点から約 1～3 年半前）に（1）育休を取得し、職場復帰（その後子会社出向、転職含む）、(2) 育休取得を考えたが取りやめ、就業継続（その後転職含む）。調査対象者全員が民間企業に正社員として勤務し、一部管理職（課長職）に就く。勤務・居住地域は関東と関西が中心。事前に共通の質問項目を郵送またはＥメールで調査対象者に配布し、調査当日にまず共通の質問項目への回答を求めたうえで、それぞれの答えに応じてさらに掘り下げて質問し、自由回答を求めていった。コロナ禍で行われたインタビューも含み、一部（8 人）はウエブ会議システムを活用したオンラインでのインタビュー実施となった。

調査は福祉社会学会倫理綱領並びに所属大学の研究倫理規定・個人情報保護規定に従って実施した。なお、何を「パタハラ」「不当」「不利益」などと捉えるかは、回答者本人の認識に基づいている。

### 3. 結果

詳細は報告申し込み時点で精査、検証中であり、以下に調査(1)と（2）の結果概要の一部を述べる。

【調査（1）結果概要〈調査対象者 22 人〉】

育休を取得して職場に復帰後に何か問題があったかどうかを尋ねたところ、20 人（90.9％）が「はい」と答えた。育休取得後に問題があったと答えた人に問題の内容について聞いた回答では（以下、「はい」「いいえ」2 択回答以外は、選択肢の中から最も該当する項目 1 つを選択、次に自由回答）、「パタハラ」が最多で、12 人（60・0％）を占めた。次いで「職務の変更」が 4 人（20.0％）、「上司・

同僚との人間関係が悪化」が 2 人（10.0%）、「マネジメントしにくくなった」が 2 人（10.0%）だった。「パタハラと答えた人に具体的な内容を質問した回答では、「上司・同僚からの継続的な嫌がらせの言動」が 5 人（41・7%）と最も多く、「人事考課での不当な評価」3 人（25.0%）、「昇進・昇格の不当な見送り」2 人（16・7%）、「上司による不利益な取り扱い」2 人（16・7%）と続いた。「継続的な嫌がらせの言動」の具体的な内容は、「雑務ばかりを指示される」「時間外労働の増加」「外勤から内勤への変更」など。「不利益な取り扱い」は、正当な理由のない「降格」「子会社出向」だった。育休取得期間は、「2 週間未満」（12 人）と「2 週間以上 1 か月未満」（5 人）を合わせて 77.3%（他調査項目略）。

【調査（2）結果概要〈調査対象者 30 人〉】

育休取得を取りやめた理由について、「パタハラ」が最多で 20 人（66.7%）であった。次に多かった回答である「昇進・昇格への悪影響を懸念」（5 人・16.7%）と「職務遂行への悪影響を懸念（3 人・10.0%）」では、そう考えた理由について、育休を取得して職場復帰した他の男性社員の様子を観察して、と次の自由回答で答えたケースが約 6 割（5 人）だった。「収入減を懸念」は 2 人（6.7%）。「「パタハラ」と答えた人に具体的な内容を尋ねたところ、多い順に、「上司による育休制度の利用を阻害する言動」が 8 人（40.0%）、「上司・同僚からの継続的な嫌がらせの言動」が 5 人（25.0%）、「上司からの人事考課下落の示唆」が 3 人（15.0%）、「上司からの昇進・昇格の見送りの示唆」が 2 人(10.0%)、「上司からの不利益な取り扱いの示唆」が 2 人(10.0%)であった（他調査項目略）。

【調査（1）（2）の共通ポイント】

調査（1）（2）ともに過半数がパタハラを問題として挙げ、制度運用上の課題の指摘も多く、男性の育休取得を阻害、または育休後のハラスメントほか、育休に絡んだ職務遂行の困難などが一定数あることが浮き彫りとなった。パタハラを受けた後の行動では、「何もしなかった」が 3～4 割に上った。

3．考察・結論

本研究報告では、法整備など環境が整う一方で、進まない男性労働者の育休取得の実態について、当事者への半構造化インタビュー調査をメインに調査・分析し、パタハラをはじめ、職場環境や上司の言動など育休制度運用面での問題が育休取得を阻む要因として一定割合を占めていることが分かった。当事者の中には、育休取得から不利益な異動までの間に一定期間を置き、育休前とは異なる慣れない職務を割り当てて人事考課を落とし、査定結果を理由に異動させるなど、不利益取扱いの禁止の法の網をかいくぐる悪質なパタハラを受けた人も存在した。該当する社員のいる部署の管理職らにパタハラ防止、育休制度の円滑な運用を徹底させるとともに、男女問わず、育休や介護休業、リカレント教育・リスキリングなど、従業員に対して就労以外の時間を確保できるよう、「ワーク・ライフ・バランス」の視点に立った企業内制度・運用の是正、職場環境・人間関係改善の取り組みが急務である。

今後、調査対象者の地域、人数などを広げるとともに、上司のアンコンシャス・バイアスや職場固有の古い慣習なども育休阻害因子として検討対象に加え、より効果的な企業の男性育休推進、パタハラ防止対策のあり方などへと調査・分析、考察を深めていきたい。

文献

○中里秀樹, 2023,『男性育休の社会学』さいはて社.
○齋藤早苗, 2020,『男性育休の困難』青弓社.　他

# 放課後等デイサービスにおける支援者の論理構造

## ―複数の論理の併存と今後の可能性―

白石　恵那（東京大学大学院）

１．問題の所在

本報告は，今日事業規模の拡大に反して，十分にとらえられているとは言えない発達支援の現場のリアリティを，支援者の語りを通じてとらえようとするものである．

学齢期の子どもを対象とした発達支援として，本報告でも焦点を当てる放課後等デイサービス事業がある．これは，2015 年に作成された「放課後等デイサービスガイドライン」によると，「一人ひとりの状態に即した放課後等デイサービス計画（＝個別支援計画）に沿って発達支援を行う」ものであり，その発達支援とは，「子どもの発達過程や障害種別，障害特性を理解している者による」ものであるという（厚生労働省 2015）．そうした制度的な役割期待のもとで，支援者たち自身がいかに日々の実践を意味づけるのかという位相はこれまで十分に論じられてこなかった．

特に，放課後等デイサービスにおける支援実践が多様であることは既に指摘されているが（渋谷 2021），そうした状況下で想定される葛藤やその対処様式は射程に含まれてこなかった．実際，先行研究を踏まえると，放課後等デイサービスにおいて行われている支援の背景には相反する 2 つの論理がある可能性，そして，支援者たちはそれらの狭間で葛藤を抱えている可能性が導出される．すなわち，「個人の障害の克服」のための発達という変容を志向する「療育の論理」（鶴田 2018）と，変容を条件とせずに個人のありのままの受容を志向する「〈無為〉の論理」（仁平 2018 等）である．ただし，後者は，いわゆる「預かり」（丸山 2015）に特化した放課後等デイサービス事業所を対象とした渋谷（2021）の議論を踏まえて報告者が仮説的に想定したものである．したがって，それら二極を支援者たちの語りを分析する際の理念的枠組みとして据えることは，発達支援という社会的営みが今日どのような論理構造のもと成立しているのかを理解する一つの手掛かりとなると考えられる．

２．目的

本報告の目的は，ある放課後等デイサービス事業所にて日々実践に携わる支援者たちの意味世界において成立する支援の論理およびその論理間の関係性を明らかにすることである．特に，子ども個人の発達ないし変容に回収されない目的の支援観は成立しているのか，また，どのような論理によって成立しているのかをつまびらかにする．加えて，そうした支援の論理およびそれらの複層性が，今後どのように変化しうるのかを検討する機会とする．

３．方法

報告者は，2021 年 9-10 月に，Z 社 P 事業所の支援に携わる職員全員を対象にインタビュー調査を行った．Z 社は，他事業の運営に並行して，放課後等デイサービス事業を全国各地で展開している．Z 社によって運営される放課後等デイサービス事業所は，原則小学生から高校生までの男女児童に対し，心理学的な知見にもとづく，体系だった支援を提供している．調査協力者 7 名は，全員教育学や心理学，社会福祉学を四年制大学や大学院，専門学校にて修めており（うち 4 名は関連資格を保持しており），制度的には専門性をもつとされる支援者である．

報告者は，半構造化面接での語りを録音・文字起こしを行い，「子どもの変容を支援目的とする語り」と「子どもの変容を志向しない語り」の 2 つに整理した後，その詳細を帰納的に分析した．

４．分析結果

まず，支援者たちの意味世界において，「子どもの変容を目的とする支援」として，「特定の欠点の克服」を目指す支援の論理だけでなく，問題を欠点そのものとは別次元に置くことで，その直接的な克服ではない「代替的な発達」を志向する支援の論理や，“今以上に良くなる必要性”を下げることで，むしろ子ども自身が現状の欠点も含めて「自己肯定できるようになるという変容」を志向する支援の論理が成立していることが明らかになった．

また，子どもの変容を一部，または全面的に志向しない支援観も見いだされた．すなわち，子ども本人の辛さを根拠に「ありのままの受容」を支援目的とする支援の論理が成立していることや，通常欠点とされうる特徴をむしろ肯定的にとらえることによって，「その子どもの“よさ”の維持」を志向する支援の論理が（たとえ変容を志向する支援を実際には行うとしてもその根底に）あることが明らかになった．

５．考察

以上に示した複数の支援の論理は，一見すると変容をめぐって互いに矛盾するが，支援者たちの意味世界において，それらは複層的な論理構造を成すことによって併存していると考察した．たとえば，ありのままを受容する場の提供を目的とする支援観は，子ども本人が自己肯定できるようになることを目指すという支援観と連続性があり，また，子どもの「自殺リスク」といった緊迫性をきっかけに変容を目指す支援観から切り替わって前景化することが見出された．そうした複層性の背景には，制度や企業方針，保護者からの期待，および支援者たち本人の専門性の自負の一方で，「障害」を必ずしも克服対象として自明視しない姿勢や，子ども自身の変容にとらわれない，目の前の子どもの最善を模索する規範があると考えられる．

また，この春の報酬改定により支援の形態が大きく変わったことを受け，本報告で分析対象とした 2021 年当時の支援者たちの自らの関わる営みへの意味付与の仕方にも変化が起きていることが想定される．自らも支援者として関わる現場でのフィールドノートをデータとしつつ，上記に示した論理構造の変化の可能性――複数の支援の論理の併存は維持され葛藤は引き続き不可視化され続けるのか，それとも，論理間で支援者は葛藤を覚えるのか等――を仮説的に提示し，その変化の方向性がいかに評価されうるのか，議論を試みたい．

文献

厚生労働省，2015，『放課後等デイサービスガイドライン』.

丸山啓史，2015，「障害児の放課後等デイサービス事業所における保護者の就労支援の位置づけ」『京都教育大学紀要』127：77-91.

仁平典宏，2018，「〈教育〉の論理・〈無為〉の論理――生政治の変容の中で」『教育学研究ジャーナル』22：43-49.

渋谷亮，2021，「つながりをつくる居場所――放課後等デイサービスにおける支援の論理」村上晴彦編『すき間の子ども，すき間の支援――一人ひとりの「語り」と経験の可視化』明石書店，148-82.

鶴田真紀，2018，『発達障害の教育社会学――教育実践の相互行為研究』ハーベスト社.

# 「療育」と「発達支援」概念の変遷

〇江頭　早紀（津田塾大学大学院）・柴田　邦臣（駒澤大学）

本報告は、「療育」と「発達支援」という言葉が、これまでどのような意味合いで用いられてきたのかの整理を試みる研究である。加えて、これらの活動が障害のある子どもたちにどのような影響を及ぼしてきたのかを考察している。

「療育」と「発達支援」は、障害がある子どもたちに対して行われる活動である。現在、「療育」と「発達支援」は、その使い分けや概念が定まっていない。「療育」の意味を拡大させたものが「発達支援」とする場合や、「療育」と「発達支援」は同義であるとする場合、また「療育」の概念を「発達支援」の概念が包摂している場合など、用いられ方が多様化している。そこで「療育」や「発達支援」の活動目的やその対象に着目しながら両者の概念を時系列に整理することで、その系譜を明らかにしたいと考える。

1. 「療育」概念の誕生

「療育」の系統的なはじまりは、20 世紀初頭の肢体不自由運動だとされる。田代義徳は当時のプロシアへの留学やアメリカを視察する中で、手足に不自由がある子どもに対する治療、教育、授産の必要性を考え、それが「自活能力」につながると考えた。さらに、高木憲次が医療・教育・職能訓練の三位一体の重要性を主張し「自活の途に立つよう育成する」目的で、「療育」を提唱した。高木の構想によると、整形外科科学をもとに障害を治療し、入所をしている間に義務教育を受けさせることが考えられていた。また、田代や高木らは肢体不自由児が療育などを受けることができるような施設を設置している。

この時代の療育は、肢体不自由とされる子どもが療育の対象であり、重複障害などの子どもは想定されていなかった。また、障害の克服や機能改善などが目的とされ、医学モデル、機能至上主義の考えに基づくアプローチだったとされる。そのため、回復が見込まれない障害や、将来の国家のために有益になると思われない場合は、その対象にならなかったといえよう。さらに、医学的に治療をすることと、小学校程度の義務教育を与えること、そして職業訓練を行うことの３点が重要視されていた。これらに取り組むことで、「自活」できるようになることが療育の目的だったと考えられる。

2. 「療育」概念の変化

1960 年代後半になると、栄養状態の改善や、治療薬・予防接種の普及、保健指導の拡大などにより、これまで肢体不自由の原因の多くを占めるとされていたポリオなどの病気が減少し、重複障害の子どもが増加したとされる。こうした流れの中で、肢体不自由の子どもだけでなく、重度重複障害と言われる子どもたちへの療育も求められるようになる。1970 年代になると、「早期発見・早期療育」の理論が日本に広まり、乳児検診などの場で障害に関する検査が一般的に行われるようになる。この「早期発見・早期療育」によって、学齢期の子どもを対象としていた「療育」の対象は拡大し、乳幼児への介入も含むようになった。さらに、1979 年の養護学校の義務化によって、療育の位置付けが変化する。これまでは施設や病院での療育が中心に議論されてきたが、施設併設型ではない養護学校の設置が各地で進んだことで、在宅医療の比重がさらに高まった時期とされる。

このように、1960 年代後半から 1970 年代にかけて、療育の対象が乳幼児や重複障害の子どもにまで拡大している。さらに、「早期発見・早期療育」の全国的な普及によって、地域における療育体制の整備や、家庭療育も重視されるようになった。

3. 「療育」から「発達支援」へ

1990 年代になると、高松鶴吉が療育における医療と教育と福祉の地域的なネットワークの重要性を主張するとともに、療育は「注意深く特別に設定された子育て」であるという見解を提示した。さらに、宮田広義は従来の療育を批判し、「早期発見・早期治療」による障害の治癒や改善による家庭の「育児力」の低下や、子どもの「自立」につながらない点を指摘した。そして、療育の「療」を医療、「育」を福祉と読み、新しい療育概念の提示を試みた。さらに、宮田は育ちと暮らしに結びつく「生活モデルの発達支援」を提唱している。指導・訓練・管理ではなく、育児支援を中心に、保育を取り入れることで日常の生活に結びつくことが重要な発達支援であるとした。また、このように概念が変化して発達支援に変遷するに伴って、その対象は自閉症や発達障害を含むようになっている。さらに、医学モデルに捉われないことで、子どもに診断がついていなかったり、障害が確定していないような「気づき」の段階でも支援を行うようになっている。

医学モデル的な障害の治療が重視されていた療育が批判的に捉えられ、医療と福祉と教育など多様な要素を含むことや、それを地域に落とし込むことが重要視されるようになった。さらに、その批判的側面から「発達支援」が提唱され、育児や保育、子育てなどの要素が含まれた地域支援として用いられている。そして、これらの目的は子どもの「自立」であった。そして、発達支援では、肢体不自由児や心身障害児とされる子どもだけではなく、発達障害をはじめとする多様な障害を対象にするようになっている。

4. 「発達支援」概念の広がり

2010 年代になると、児童福祉法が改正されるなど、障害がある子どもの支援の枠組みが多方面で変化している。就学前の子どもに対する支援として「児童発達支援」が検討されるようになり、各地域に児童発達支援センターが設置された。児童発達支援では子どもの「自尊心」や「主体性」の発達が重視され、「自ら選択（自律）して充実した生活を送る（自立）」ことを目指すとされている。厚生労働省を中心とした検討では、「本人支援」「移行支援」「家族支援」「地域支援」の 4 つの役割が議論されてきた。また、児童発達支援の文脈では、本人支援として「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の 5 領域全てを含んだ総合的な支援が望ましいとしている。さらに 2023 年での検討会では「ウェルビーイング」の向上も発達支援の目標においているとされた。

さらに、これらの歴史的な整理に加えて、発達支援の現状を照らし合わせることで、現在起きている発達支援の空洞化について議論をしたい。特に、生活モデルを基盤とした発達支援が目指すとする地域における「自立」や「ウェルビーイング」が、子どもたちが自分で生きていく力につながっていない可能性を検討する。また、この「自立」などの言葉のずれから、発達支援を提供する場である放課後等デイサービスにおいて現在起きている、制度と実態の乖離に関しても議論を深めたいと考える。

文献

植田紀美子，2023,「療育と児童発達支援の現状と課題」『社会保障研究』 8（1）: 4-1.
小崎慶介,2016,「日本における障害児療育の歴史―肢体不自由児療育を中心に―」『The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine』53(5):348-352.

# 居場所づくりに対する「支援」概念の差異

## ―校内居場所カフェをめぐる関係者の語り―

中西　美裕（大阪大学大学院）

本報告は，校内で実施されている居場所づくりをめぐり，「支援」という言葉がいかにして認識され用いられているのかについて，居場所スタッフ，学校管理職，担任などの教員のそれぞれの語りから明らかにする．すなわち居場所づくりは支援である/ないという逆接的な認識の人々の間における共通点と差異を見出す．そうした認識のもとでも「重要な取り組み」として関係者の間で共有されているのはなぜかを検討することで，指導―支援の二項対立的な議論では見落とされてきた新たな支援概念の実態があることを提起する．

**背景・問題意識**

こども家庭庁設立以降，居場所づくりは子ども・若者支援において重点的な施策として推進され（こども家庭庁 2023），より一層支援と結び付けられて用いられるようになっている．本研究で着目する校内居場所カフェは，学校内に設置された生徒が無料で利用できる空間であり，教員でも保護者でもない大人と出会える場として現在約 60 ヶ所で展開されている（石井 2021，居場所カフェ立ち上げプロジェクト編 2019）．ここには岡部（2019）が若者支援に必要だと言及する若者への独自のアプローチが凝縮されている．例えば，岡部が若者支援の現場の課題として挙げているような支援についての情報獲得や本人の支援の必要性の認識，支援の場へのスティグマなどを回避するための工夫が実践されている．

先行研究における「支援」概念について，生田（2021）は今田（2000）の議論を参考に，支援が管理との対抗概念，あるいは支援と指導が対立的に捉えられる傾向を指摘している。同じく安部（2010）の議論を参考に指導は「教育的な働きかけ一般を意味」（p.20）し，支援とは「教師の一方的な指導を避け，子どもの思いや願い，ものの考え方や発想を肯定的にとらえ，その方向で実現できるように援助してやること」（p.20）とも述べられている。今田（2000）と安部（2010）の議論からわかるのは，支援－指導（管理）のように二項対立的に捉えられがちであるという点である。

**調査対象**

対象は 10 年以上公立 X 高校内で実施されている校内居場所カフェ「居場所 Y」であり，発表者は学生ボランティアとして約 3 年半フィールドワークする中で X 校の教職員や「居場所 Y」のスタッフにインタビューを実施した．本報告では匿名化のために内容に影響のない範囲で変更している部分がある．

現場責任者である A さんは「居場所 Y」では「支援をすることはあまりない」と語り，当該実践はカフェをやっている，サードプレイスを作っているといるなどと表現している。一方，学生スタッフの B さんは，「居場所 Y」のような生徒にとって安心できる場を作ることそのものが支援であると指摘している。次に，学校側では管理職などは「居場所 Y」が「支援の現場」にならないことを求めており，現在も「支援の現場」ではないと認識している。一方，担任などはむしろ積極的に支援の場だと捉えている．以前は「居場所 Y」について否定的な意見を持つ X 校教職員も一定数いたものの，現在ではほとんどの関係者の間で若者支援として重要な取り組みだと認識されている．

**分析**

まず，「居場所 Y」での実践を支援と捉える傾向にある B さんや担任などの教員は，「居場所 Y」が支援の場であると表現する際には支援を「非学校性」と捉えていた．例えば担任らは，教員という立場上できないことという限界性に言及し，「居場所 Y」を支援と語る際に学校との相違を前提としてい

た．また，B さんは学校に蔓延する競争主義から解放される場所としての「居場所 Y」の重要性を強調していた。ここで両者から読み取れる学校とは，個別具体的な X 校ではなく一般的な概念としての学校である。これらから，担任らや B さんは広く一般的に学校的でない関わり方や取り組みを支援と捉えていた．

一方，X 校には多様な背景を有する生徒が在籍しており，長年学校をあげて様々な「教育を受けるにあたってのニーズ」を抱えた生徒の支援をしてきた。ここでの生徒支援には，学習を補助するなどの支援から生徒の生活支援，行政機関との連携や同行支援も含まれている。このように X 校にとって，支援とはまさに学校全体として担ってきた部分であり具体的に困難を抱えた生徒への対応として捉えられていた。管理職らは生徒の支援を担うのは X 校であり，「居場所 Y」はそれとは異なるアプローチをとる場として「支援ではない」という表現を用いていると読み取れる．同時に，支援には指導と同様に子どもへの介入という点で暴力性を孕むと認識しており，X 校がその権力性も含めて引き受けるものであることも言及している．

ここでキーとなるのは現場責任者の A さんである．A さんは支援を担うのは「居場所 Y」ではなくその接続先にある学校や SSW，地域団体や福祉行政機関であり，「居場所 Y」は生徒が支援に接続するためにその前段階として信頼関係を築き困難や課題を発見する場であると捉えていた．むしろ生徒に来所してもらうには「支援者臭を消すことが重要」と語り，支援との距離を大切にしている．つまり，生徒支援を担うのは学校であるという管理職らの認識が含まれながらも，「居場所 Y」の「非学校性」によってこそ高校生との信頼関係の構築や困難の表出がなされるという認識が伺えた．

これらから，「居場所 Y」を支援の場と捉えるか否かという差異は，非学校的であるということそのものが支援であるという認識と，支援は学校が担うものであるという点で生じていた．しかし A さんを含め非学校的な場が若者支援にとって必要であるという認識は全ての関係者に共通しており，その点を A さんはバランスよく実践と理念に落とし込むことで逆接的な認識の教職員の間で実践を成立させていた．これらから，指導や管理に対して二項対立的に捉えられていた支援には含まれていない「支援につながるための実践」を重要視する A さんの考え方は，これまでの「支援」概念を拡張する機会となりうる．若者支援における「支援へのつながりにくさ」を打開するためには，居場所づくりなどで「支援者臭を消した」「支援とは距離をとった」実践を心がけつつも，そうした支援へとつなげる入り口となるような場・実践こそが，居場所づくりという一つの若者支援の現場のリアリティとなっている．

文献

安部芳絵，2010，『子ども支援学研究の視座』学文社。
こども家庭庁，2023，「政策」 https://www.cfa.go.jp/policies/（最終閲覧日：2024/1/19）。
居場所カフェ立ち上げプロジェクト編『学校に居場所カフェをつくろう！―生きづらさを抱える高校生への寄り添い型支援』明石書店．
生田周二，2021，「子ども・若者支援における概念整理－支援，ケアとの関連において」『子ども・若者支援のパラダイムデザイン―“第三の領域”と専門性の構築に向けて―』かもがわ出版，15-40.
今田高俊，2000，「支援型の社会システムへ」支援基礎論研究会編『支援学　管理社会をこえて』東方出版，9-28。
石井正宏，2021，「社会が若者を失うまえに－校内居場所カフェの実践から」井出英策編『壁を壊すケア―「気にかけあう街」をつくる』岩波書店，47-76.
岡部茜，2019，『若者支援とソーシャルワーク－若者の依存と権利』法律文化社.

# 研究委員会企画テーマセッション
# 『福祉社会学文献ガイド』
# 出版記念企画

**コーディネーター：高野和良（九州大学）**
**司　会：寺田貴美代（新潟医療福祉大学）**
**登壇者：亀山俊朗（中京大学）**
**上村泰裕（名古屋大学）**
**桜井政成（立命館大学）**
**染谷莉奈子（日本学術振興会・法政大学）**
**馬場智也（名古屋大学大学院）**

福祉社会学会の 20 周年記念事業として企画された『福祉社会学文献ガイド』の出版を記念し、テーマセッションを開催します。本書は、福祉社会学の学問的基盤を充実させるとともに、次世代の研究者や学び始めたばかりの学生の方々に向けて、福祉社会学の重要な知識を集約した指標となることを目指しています。

このテーマセッションでは、『福祉社会学文献ガイド』がなぜ必要とされ、どのようにして創り上げられたかを掘り下げます。その過程で考慮された学問的意義や社会的要請を再考察し、実際に書籍が刊行されてからの反響や具体的な活用事例、大学院生や研究者による受け止め方に焦点を当て、福祉社会学の将来的な展開とその可能性について議論します。

また、本書に掲載された文献の選定プロセスについて説明し、どのような基準や考慮が行われたのかを共有します。それにより、この編集プロセスが学問領域全体の発展にどう貢献しているかを考察し、本書が福祉社会学の発展にどのように役立つかを、参加者と一緒に探求したいと思います。

さらに、各登壇者からの具体的な報告を受け、参加者全員で情報を共有し、活発な議論を行うことで、『福祉社会学文献ガイド』が提供する学問的な洞察と実践的な応用の可能性について、理解を深めることを目指します。そして、福祉社会学のさらなる発展へと繋がる知見を共有する機会とします。

このテーマセッションを通じて、参加者にとって有意義な学びの場を提供し、福祉社会学の新たな地平を開く一助となればと考えています。

# 子どもの援助要請に対する貧困の効果

## ―なぜ子どもたちは困難を抱えても他者に助けを求めないのか―

赤城　拓（京都大学）

### 1　問題の所在――「こどもの声」を聴くことの前提を問う

近年の日本社会では,急速な少子高齢化の進展に伴い,こども政策が注目されている.2023 年にはこども政策を中心的に取り組む機関として,こども家庭庁が創設された.「こども政策を推進するにあたり,何よりも大切にするのは,こどもや若者のみなさんの声です」（こども家庭庁）とあるように,こども家庭庁が政策を実施する上で最も重視しているのは,「こどもの声」である.

しかし,「こどもの声」を最重視する政策には,声を出さない子どものニーズを政策に十分に反映することができないという限界がある.そして,政策を実施する上では,「困難を抱えるこどもの声」に優先的に対応することが求められるものの,困難を抱える子ども達ほど,他者に助けを求める声を出さない可能性がある.ゆえに,現在取り組まれている「こどもの声」を最重視するこども政策には,こうした困難を抱えているにも関わらず助けを求める声を出さない子ども達に対して,支援を十分に届けられない可能性が懸念される.

そのような子ども達が,こども政策の対象から取り残されないようにするためには,困難を抱えている子ども達が他者に助けを求めない背景を理解することが必要となる.先行研究では,社会的に不利な個人ほど,いざという時に助けてくれる人がいない状態（孤立）になりやすいことが明らかにされてきた（三谷 2019）.そのため,そのような背景には,子ども達が他者に助けを求める声を出すことを抑制する社会的メカニズムがあることが考えられる.

本報告では,助けを求めるこどもの声を抑制する社会的メカニズムを検討するために,「援助要請」という概念に焦点を当てる.心理学の先行研究では,「援助を求める行動」（水野 2017：2）を「援助要請」とした上で,援助要請の規定要因の分析が蓄積されてきた.性差,年齢,教育レベル,収入,文化背景の違いなどの変数と援助要請が関連することが示されており（水野・石隈 1999）,援助要請を規定する社会的メカニズムが存在していることが示唆されている.

その上で,本報告は,援助要請を抑制する社会的メカニズムとして貧困に焦点を当てる.内閣府による「令和 3 年　子供の生活状況調査」の分析結果によれば,等価世帯所得が「中央値の 2 分の 1 未満」の世帯の中学生が,それ以外の世帯の中学生と比較して,困っていることや悩みごとがあるときに「だれにも相談できない,相談したくない」と回答した割合が低いことが示されている（内閣府 2021）.つまり,非貧困世帯と比較して,貧困世帯の子ども達の方が,援助要請が困難となる傾向があり,援助要請を抑制する社会的メカニズムとして貧困が大きく関与している可能性がある.

だが,先行研究では,援助要請と貧困（社会経済的地位）との関連が示されてきたものの,それらの関連について一致した見解が共有されておらず,なぜそれらが関連するのかというメカニズムも十分に明らかになっていない.こうした課題を受けて,本報告は「子どもの援助要請に対して貧困がどのような効果を与えているのか」という問いを基に,子どもの援助要請を抑制する社会的メカニズムとを明らかにすることを目的とする.

### 2　先行研究――援助要請と社会経済的地位（貧困）との関連

国内外の先行研究では,援助要請と社会経済的地位（もしくは貧困）との関連を分析した研究が蓄積されてきた. 援助要請と社会経済的地位（貧困）との関連に関しては,線形的な関連が示された研究,非線形的な関連が示された研究,関連が示されなかった研究の 3 つに分けられる.線形的な関連と非線形的な関連を示すと図 1 のようになる.

だが,先行研究には次の 2 つの課題が指摘される.第一に,援助要請と社会経済的地位（貧困）との関連について,線形的な関連,非線形的な関連,非関連のいずれであるかに関して一致した見解が共有されていない.第二に,援助要請と社会経済的地位（貧困）との関連に関してなぜそれらが関連するのか/関連しないのかというメカニズムが十分に明らかになっていない.こうした課題を受けて,本報告では,子どもの援助要請に対する貧困の直接・間接効果を分析する.

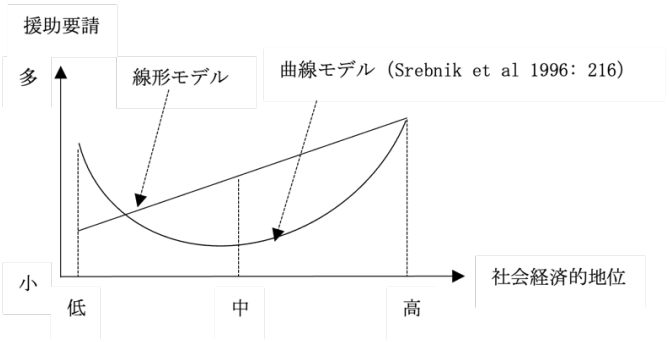


**図 1　援助要請と社会経済的地位との関連**

出典:　水野・石隈（1999）を基に筆者作成.

## 3　データと分析方法

本報告において用いるデータは,東京大学社会科学研究所とベネッセ教育総合研究所によって実施された「子どもの生活と学びに関する親子調査」の個票データである.本調査は 2015 年（Wave1）から 2021 年（Wave7）まで実施されているが,本稿ではこの内の 2021 年（Wave7）の個票データを用いる.

分析方法は重回帰分析を用いる予定である.なお,詳細な分析結果は,報告時にて報告する.

## 文献

こども家庭庁「政策」(https://www.cfa.go.jp/policies/)(2023.12.02 取得).

三谷はるよ,2019,「社会的孤立に対する子ども期の不利の影響――『不利の累積仮説』の検証」『福祉社会学研究』16: 177-199.

水野治久,2017,「援助要請・被援助志向性の研究と実践」水野治久監修,永井智・本田真大・飯田敏晴・木村真人編『援助要請と被援助志向性の心理学』金子書房,2-11.

水野治久・石隈利紀,1999,「被援助志向性,被援助行動に関する研究の動向」『教育心理学研究』47: 530-539.

Srebnik, D., Cauce, A. M., and Baydar, N.,1996, “Help-Seeking Pathways for Children and Adolescents,” Journal of Emotional and Behavioral Disorders,4(4): 210-220.

内閣府,2021,「子供の生活状況,『貧困の連鎖』リスクの発生状況」『令和 3 年　子供の生活状況調査の分析　報告書』(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r03/pdf/s2-2.pdf)(2024.02.17 取得).

# 生活困窮世帯における食の「質」

## ―市民による食の支援からの考察―

堀部　三幸（上智大学大学院）

1.　問題関心

本報告は，生活困窮世帯における食の「質」について，21 世紀以降増加の一途をたどる市民による食の支援から検討することである．

近年，市民による食料の支援が増加している．子ども食堂は 2012 年に初めて開設され，2016 年 319 件，2018 年 2,286 件，2019 年 3,718 件，2020 年 4,960 件，2021 年 6,014 件，2022 年 7,363 件まで増加し，1 年で 1,000 件以上が開設されている（むすびえ 2023）．フードバンクは 2000 年に初めて開設され，2007 年以前は 6 件，2008 年から 2015 年に 49 団体が活動を開始し，2016 年以降も 61 団体が活動を始めている（流通経済研究所 2020：13）．2023 年には 252 件となり増加が続いている（農林水産省 2022）． 子ども食堂とは無料もしくは安価の食堂のことである．フードバンクとは家庭や企業などの余剰食品を，それを必要とする人々に無償で提供する団体・活動のことである．

筆者はこの増加の要因の一つが食の保障の貧困にあると考察する．1966 年の国際人権規約の社会権規約第 11 条 1 項によると，「適切な食料」の権利がすべての者にある．日本を含めた締結国政府は，その国民全てに対しそれを保障しなければならない義務を負う．その義務は災害時や飢餓に苦しむときに食料援助をするということだけではない．また単に「カロリー摂取が標準以下かどうか」「満腹か空腹か」といった食料の量的保障のみでは十分でもなく，食料への経済的アクセスが常に保障されているということが重要である（角崎 2018：46-9）．

食の支援が含まれる社会保障には生活保護制度がある．これまでの生活保護制度による食の支援をめぐる研究では以下のようなことが指摘されている．「最低限度の生活」として「必要栄養摂取量を満たすか」という一貫した規範において栄養以外を充足する根拠が不確かである（岩永 2004：9-10），生活保護世帯が低栄養状態にある（村田ほか 1956；鈴木 1977；鈴木・小島 1980），フードバンクで提供された食品の一部が収入認定されて生活保護費から差し引かれていた（佐藤 2020：297）といった知見だ．つまり，食の保障のセーフティネットには多くの綻びがあると考えられる．

2.　本報告での調査研究

本報告では，以上のような指摘を踏まえ，フードバンクの利用者の食生活についての先行研究，及び筆者によるフードバンクの調査・分析結果から生活困窮世帯の食について検討する．

主な調査・分析方法は，単純集計，計量テキスト分析，多変量解析である．補完的に半構造化インタビューの結果とフィールドノーツを引用する．分析期間は 2014 年 10 月～2023 年 4 月である．分析項目は約 1,600 世帯の利用者の全体像，約 10 年間に渡って提供された食品およそ 38 万点である．JICFS／IFDB（JAN コード統合商品情報データベース）をもとに，食品を「飲料」，「介護食」，「非常・防災食」，「菓子」のように 24 種類に分類して分析を進めた．さらに，食品提供 100 回以上の世帯をもとに，提供される食品の傾向性を類型化した．

フードバンクの利用者の食生活についての先行研究では，ごはん・パンなどの主食が増えた一方で，タンパク質源となる食物の摂取頻度は食の支援開始前と比べてほとんど変わらなかったというこ

とが指摘されている（村山・米山 2017: 小島ほか 2022）．すなわち，フードバンクによる支援では炭水化物は獲得しやすいが，栄養価の高いタンパク質源の獲得は難しいということだ．

3. 調査研究での主な知見

他方，筆者によるフードバンクの調査・分析の結果，利用者には女性ひとり親世帯が多いこと，低・中程度の精神障がいを有した利用者が多いこと，生活が苦しくなった理由では男性は仕事，女性は家族が関係していることなどが明らかとなった．また，多く提供されている食品は，「非常・防災食」，「パン・シリアル」，「菓子」の順に多いという知見が得られた．

前述の通り，食品提供 100 回以上の世帯をもとに提供される食品の傾向性を分析したところ 3 つに類型化された．それは，①食品パッケージ型，②足が早い（賞味期限の短い）型，③非常・防災食型である．他にも女性ひとり親世帯に「非常・防災食」と「菓子」が多く提供される傾向にあるといったことが明らかとなった．

本調査・分析結果から，先行研究で指摘されていたフードバンクによる食の支援では炭水化物は獲得しやすいが，タンパク質源の獲得は難しいということが再確認された．このようにフードバンクの支援では食の「質」を改善することが難しいことなどを明らかにできるのではないかと考えているが，詳細は報告当日の資料等を参照されたい．

文献

角崎洋平，2018，「社会保障システムにおけるフードバンクの意義と役割」佐藤順子編『フードバンク――世界と日本の困窮者支援と食品ロス対策』明石書店．

小島加代子・坂本瑶子・芝田雄司・小暮更紗・渡邊ゆかり・松本雄大・谷岡由梨・山内淳・古庄律，2022，「東京都におけるフードバンク手渡し食品提供サービス「フードパントリー」が子育て世帯の食生活へ与える影響」『日本食生活学会誌』32(4)：207-15．

認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ，2023，「第 8 回こども食堂の現状&困りごとアンケート調査結果」（2023 年 7 月 26 日取得，https://musubie.org/wp/wp-content/uploads/2023/07/musubie_Q8_sheet_0718.pdf）．

村田希久・宮本悌次郎・河野友美・宮川久邇子・伊丹磨智子，1956，「大阪市生活保護世帯の栄養攝取実態」『大阪市立大学家政学部紀要』3(3)：25-35．

村山伸子・米山けい子，2017，「フードバンクによる子どもがいる生活困窮世帯への夏休み期間の食料支援プロジェクト」『日本健康教育学会誌』25（1)：21-38．

農林水産省， 2022，「フードバンク」（2022 年 7 年 28 日取得，https://www. maff. go. jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank. html）．

流通経済研究所，2020，「平成 31 年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業 フードバンク実態調査事業 報告書」（2024 年 1 月 17 日取得，https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-22.pdf）．

佐藤順子，2020，「フードバンクと食品ロス――生活困窮者支援の立場から」『廃棄物資源循環学会』31(4)：294-300．

鈴木知子，1977，「生活保護世帯の栄養摂取状態 1 母子世帯」『中京女子大学紀要』(11)：63-8．

鈴木知子・小島しのぶ，1980，「生活保護世帯の栄養摂取状態 2 夫婦・子供世帯，母子世帯，老人世帯」『中京女子大学紀要』(14)：87-93．

# 子どもの剥奪と母親の剥奪の分析

## ―子どもは「守られて」いるのか―

阿部　彩（東京都立大学）

世帯内の個々の構成員の生活水準が必ずしも同等ではなく、世帯単位で貧困を把握することに限界があることは多くの論者から指摘されており、研究が蓄積されている（丸山 2017）。その多くは、世帯内の男性と女性、もしくは、男児と女児といったジェンダーによる差に着目するものであるが、近年においては、子どもの貧困の視点から親と子どもの生活水準の差に着目する研究も脚光を浴びている（丸山 2020）。同一世帯内の子どもの生活水準と、親の生活水準の違いを検証することの難しさは、消費金額など金銭的な指標での計測においては、世帯内でそれがどのように分配されているのかを知るために詳細な消費記録が必要であることに起因する。一方で、近年、欧州にて貧困指標として定着している剥奪指標（deprivation index）は、世帯内の個々の人々の生活水準が把握可能であるため、比較的に容易に親と子の生活水準をそれぞれ計測することが可能である。欧州などで行われた先行研究においては、一般的には、世帯内の資源が少ない場合、親が犠牲となって子どもの生活を優先することが報告されているが（Main and Bradshaw 2016；Lanau 2023）、そのような傾向が見られない国もあり（Lanau and Fifita 2020）、結論は一致していない。日本においては、剥奪指標を用いた親と子の剥奪状況の分析の蓄積がなく、その実態は明らかになっていない。

そこで、本報告は，東京都の２区の中学 2 年生とその母親のデータを用いて、母親と子どもの剥奪状況をそれぞれ推計し、母親が剥奪状況にあるが子どもは剥奪状況にない（子どもが「守られている」）世帯、もしくは、その反対の世帯がどれほど存在するかを推計する。その上で、どのような世帯においては、母親のみ、もしくは、子どものみが剥奪状況にある確率が高いのか、また、そのことによって子どもおよび母親のアウトカムにどのような影響があるのかを分析する。

### データと変数

用いるデータは、報告者らが学変(A)22H05098 の一環として行った「2022 年度東京都子どもの生活実態調査」である。調査は、東京都墨田区と豊島区の公立学校に在籍する小学 5 年生、中学 2 年生、16-17 歳とその保護者を対象としている。本報告では、中学 2 年生データのうち保護者票を母親が回答しており、かつ、すべての剥奪変数が揃っている標本を分析に用いる（n=518）。なお、本調査は、東京都立大学 2022 年度研究倫理委員会にて審査され承認されている（承認番号 H4-163）。

剥奪指標を構築する所有物や体験の項目は、以下の通りに選択した。まず、本調査の中に含まれる「強制された欠如」(=回答者がその項目が欲しいにも関わらず持つことができないと回答している)（Mack and Lansley 1985）を表す変数の中から、「Suitability」（「低い生活水準を表す適切さ」）（Guio et al. 2012）を確保するため回答者の 7 割以上がその項目を欲している項目を、保護者票（表１）および子ども票（表２）から選出した。次に、指標の一貫性の信頼性を確認した（母親の剥奪の $\alpha$=0.8021、子どもの剥奪指標の $\alpha$=0.7047）。また、剥奪項目はその重要性（回答者がその項目を「持っている」もしくは「持っていないが欲しい」とした割合と定義）によってウェイト付けし、さらに、母親と子どもの指標が比較できるように標準化した。その上で、母親、子どもそれぞれの指標において下位 20%を「剥奪状況にある」と判断した。

**結果**

全世帯のうち、65.1%は母親、子ども共に非剥奪状況、また 4.8%は共に剥奪状況にあったが、約 3 割（30.2%）においてはどちらかのみが剥奪状況にあり、その内訳は「親のみ」「子のみ」がほぼ同等であった。属性別では、ひとり親世帯や生活困難度が「困窮層」「周辺層」、等価世帯所得が「低所得層」の世帯においては、「親のみ剥奪」の方が「子のみ剥奪」より多い傾向があり、これら世帯においては、親が自分の生活水準を低くしても、子の生活水準を保っていることがわかった。一方で、ふたり親世帯や「一般層」「中間・高所得層」ではその逆の傾向が見られた。これは、子どもの剥奪指標が必ずしも経済的制約によるものでないという特質から発生していると考えられる。

表１　子どもの剥奪指標項目

| | |
|---|---|
| 1 | 自分の楽しみのための本（マンガやダウンロードするもの含む） |
| 2 | こども部屋（きょうだいと使っている含む） |
| 3 | （自宅で）インターネットにつながる環境 |
| 4 | 自宅で宿題をすることができる場所 |
| 5 | 自分がアクセスできる音楽や映画サービス |
| 6 | スポーツ用品（野球のグローブや、サッカーボールなど）など外遊び用の道具 |
| 7 | ゲームなど屋内で遊ぶおもちゃ |
| 8 | スポーツや音楽などの課外活動 |
| 9 | 自転車 |
| 10 | 月500円ほどの、自分で自由に使えるお金 |
| 11 | 友だちが着ているのと同じような服 |
| 12 | ２足以上のサイズのあった靴 |
| 13 | スマートフォン |
| 14 | 学習塾（または家庭教師、オンライン含む） |
| 15 | １年に１回の家族旅行（１泊以上） |
| 16 | 友だちが持っているような文具（えんぴつ、消しゴム、筆箱など） |
| 17 | 新しい（お古でない）洋服 |

※本報告は、JSPS 科研費 22H05098 の助成を受けている。

表２　母親の剥奪指標項目

| | |
|---|---|
| 1 | 自分自身のために使うことができるお金（月5000円） |
| 2 | 最低２足の靴 |
| 3 | 古くなった服を買い替える |
| 4 | 友人や家族と１カ月に１回ほど外食する |
| 5 | 自宅で自分が使えるインターネット環境 |
| 6 | 自分の趣味やレジャーのためのお金 |

表３　子どもと母親の剥奪状況の割合：属性別　（%）

| | 親子ともに非剥奪 | 子のみ剥奪 | 親のみ剥奪 | 親子ともに剥奪 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 全体 | 65.1 | 15.1 | 15.1 | 4.8 | |
| ふたり親世帯 | 69.4 | 15.9 | 11.8 | 3.0 | *** |
| ひとり親世帯 | 43.1 | 11.1 | 32.0 | 13.9 | |
| 男児 | 65.0 | 13.7 | 16.2 | 5.1 | |
| 女児 | 65.3 | 16.4 | 13.9 | 4.1 | |
| 生活困難度　困窮層 | 14.3 | 4.8 | 38.1 | 42.9 | |
| 周辺層 | 37.7 | 13.2 | 39.6 | 9.4 | *** |
| 一般層 | 75.7 | 14.3 | 8.6 | 1.4 | |
| 等価世帯所得低所得層 | 51.2 | 8.1 | 29.3 | 11.4 | |
| 中間層 | 65.8 | 20.0 | 10.8 | 3.3 | *** |
| 高所得層 | 80.5 | 11.9 | 6.8 | 0.9 | |
| 母親　就労 | 59.7 | 19.4 | 16.4 | 4.5 | |
| 非就労 | 66.3 | 13.9 | 15.0 | 4.9 | |

文献

Guio, A., D. Gordon, E. Marlier, H. Najera and M. Pomati., 2012, “Measuring material deprivation in the EU: Indicators for the whole population and child-specific indicators, “ Eurostat methodologies and working papers. Publications Office of the European Union.

Lanau, Alba and Viliami Fifita, 2020, ”Do Households Prioritise Children? Intra-Household Deprivation a Case Study of the South Pacific,” Child Indicators Research, 13: 1953-1973.

Lanau, Alba, 2023, ”First the Children, then the Employed: Deprivation and Intra-household Inequality in Europe,” *Journal of Poverty*, 27(4): 331-349.

Mack, Joanna, and S. Lansley, 1985, *Poor Britain.* Allen and Unwin.

Main, Gill and Jonathan Bradshaw, 2016, ”Child Poverty in the UK : Measures, prevalence and intra-household sharing,” *Critical Social Policy*, 36(1): 38-61.

丸山里美，2020，「世帯内資源配分に関する研究にみる「世帯のなかに隠れた貧困」」『大原社会問題研究所雑誌』739：8-20.

丸山里美，2017，「貧困把握の単位としての世帯・個人とジェンダー」松本伊智朗編『「子どもの貧困」を問いなおす』法律文化社，120-133.

# VR 回想法により地域コミュニティにおける認知症高齢者への理解の促進するアート実践

## ―地域コミュニティと認知症高齢者との橋渡しの役割を果たすアート実践の研究―

大村　直子（東京藝術大学大学院）

本報告は，地域コミュニティにおいて、認知症高齢者に対する理解と共感を促進することで、認知症になっても安心して暮らせる環境を実現するために、札幌市を中心に実施する VR 回想法を用いたアート実践に関するものである。

本報告における VR 回想法とは、仮想現実（Virtual Reality、VR）技術を用いて、VR デバイスで提供する回想法である。回想法は、昔の懐かしい写真や音楽、昔使っていた馴染み深い家庭用品などを見たり、触れたりしながら、昔の経験や思い出を語り合う心理療法であり、アクティビティとしても高齢者施設等で実施されている。精神的な安定感が得られ、認知機能にもよい影響を与えるとされている。本報告における VR 回想法は、実際にその場所にいるかのよう臨場感と、個々の高齢者に合わせたコンテンツを実現しようとするものである。

筆者が現在在住している札幌市の人口は 190 万人を超え、市町村では、横浜、大阪、名古屋に次いで 4 番目の人口規模である。毎年 1 万人にせまる人々が転入しており、地域には異なる背景を持つ人々が混在している。認知症高齢者は充分に自身の背景を伝えきれない場合もあり、地域コミュニティが認知症高齢者を理解する手段が不足することが課題となり得る。趣味趣向も 1 人ひとり異なり、高齢者の回想内容は個々により異なるため、個人に合わせたカスタマイズにより、個性に合わせたコンテンツの提供が必要となる。現在、VR デバイスを利用した VR 旅行、職業訓練、及び認知症を体験できる等のコンテンツが提供されてきており、実際に体験したような臨場感が評価されている。しかし、認知症高齢者向けの VR コンテンツはまだ提供されていない。

認知症高齢者を社会包摂するための取り組みとして、これまで認知症カフェのような事例が増えた。しかし、認知症高齢者の家族や本人が他の認知症高齢者の家族や本人たちと交流を促し、専門家から情報を得るための同質的な人々の集まりであり、広く地域コミュニティの人々に認知症高齢者に対する理解や共感を育むための効果は発揮できていない。また、「注文をまちがえる料理店」の事例（蔭久：2022）によれば、認知症当事者が認知症当事者でない人々にサービスを提供する、いわば異質な個人同士を結び付ける取り組みも実践されている。しかし、イベントとして実施されるにとどまり、常設ではない。また、ウェイターやウェイトレスの仕事は人前に出て対話を好む性格の人には楽しめるが、すべての認知症当事者が実践したいわけではないだろう。

もしろん、VR 回想法も、すべての認知症高齢者のニーズを満たせるものではないかもしれない。VR デバイスを好まない人も有るだろう。しかし、VR 回想法は、個別対応の体験となるため、他者のペースに合わせることが難しくなった人でも、自己のペースで楽しむことが可能である。さらに、VR 回想法を通じて認知症高齢者の「その人らしさ」が現出している様子を映像により視覚化し、地域の人々がその経験を共有することで、認知症に対する理解と共感が深め、より包括的な社会を形成することができるのではないか。

本報告が実施される 2024 年 6 月時点では、まだ、地域コミュニティに向けて展示するまでは至っていない。そのため、本報告では、筆者が開発した①VR 回想法の内容、及び②実際に札幌市内で実施す

る認知症高齢者に対する VR 回想法の実践について述べる。実践する高齢者施設は、2 か所以上の高齢者施設での実践を想定している。個人情報保護の観点から、どの施設に所属する認知症高齢者か特定しにくくするためである。2024 年 4 月に札幌文化芸術交流センターSCARTS 相談サービスから、市内の高齢者施設の紹介を受けられる可能性のある団体をご教示いただいた。2024 年 5 月半ばころまでに団体に問い合わせて実践先を決定する。

認知症高齢者に VR 回想法を体験していただく回数と頻度は、高齢になると心身がデリケートになり体調不良となる場合が想定されること、また回を重ねるごとに回想内容が変化する可能性を考慮し、1 週間程度の間隔を置いて、1 人に付き 3 回以上体験頂けるよう、施設とスケジュール調整して実践する。

認知症高齢者に回想して語って頂くための VR コンテンツは、VR 空間上に 90 歳前後の高齢者にとってなつかしい映像及び音を含有する複数の写真を浮遊させ、その写真を VR 上の仮想手で触れると、その写真内の世界が VR 空間全体に広がり、360 度視野全体に短い映像が再生される仕組みである。テレビや映画と異なり、視野全体を覆うため、没入感と臨場感で時間も空間もその場にいるような気持になることが期待される。短くストーリー性の無い映像を用いる理由は、伏線を回収しながら視聴する映像は、ストーリーを記憶しながら鑑賞する必要が有り、短期記憶が数秒の認知超高齢者には苦痛となることがあることを想定したためである。映像の例として、地域の祭り、花見、市電、街、田園風景、山、雪、などを想定している。予め VR 内に複数のコンテンツを用意し、選択できるようにするのは、人によって興味関心の対象が異なるため、幅を持たせるためである。しかし、それでも人によってはどれに対しても興味がない、合わない場合も想定される。その場合は本人と対話し、興味関心の対象をヒヤリングし、VR 内に配置する映像コンテンツをその人に合わせて入れ替えて個別対応することを考えている

VR 回想法の効果分析のため、予め認知症高齢者に質問する事項を決めておき、毎回インタビューを実施する予定である。アンケートではなく、インタビュー形式にするのは、アンケートでは記入が面倒で簡単な短い言葉しか得られない可能性が高いためである。インタビューにより、より多くの発言を促しデータを収集することで、より的確な質的帰納的分析を実現する。

文献

本多敏明，2022，「地域コミュニティにおける包摂についての概念的検討コミュニケーション・システム理論における『非パースン』の位置価」『淑徳大学研究紀要．総合福祉学部・コミュニティ政策学部』56 巻:181-192 ページ.

蔭久孝統，2022，「認知症ケアと社会包摂―注文をまちがえる料理店の事例から―」『コモンズ』2022 巻 1 号:41-72 ページ.

薩摩真理子，2023，「認知症高齢者の社会参加に関する研究」『社会福祉実践分析研究報告書』9-14 ページ

# 福祉有償運送は移動困難者の課題を解決したのか

畠山　明子（星槎道都大学）

１．研究の背景

JR やバスをはじめとする公共交通の減便・廃線の現実は，過疎地域だけでなく都市地域の高齢化に伴う通勤通学の乗客数の減少による全国共通の問題化している．さらには高齢ドライバーの事故多発による運転能力に関する特別講習や運転免許返納が奨励されている．従来の障害者や要介護者などの移動困難者だけでなく，多くの高齢者に外出時の移動手段をめぐる課題が指摘されている．

高齢者や障害者等の中には，通院や買い物，趣味のための移動等において，自宅等から目的地までの移動支援，その間の見守り支援を含めた，個別的かつ包括的なコーディネートを必要とする場合も多い．「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて，地域住民や地域の多様な主体が 『我が事』として参画し，人と人，人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで，住民一人ひとりの暮らしと生きがい，地域をともに創っていく社会」である地域共生社会の実現が政策課題に掲げられ，これほど高齢者や障害者等が「それぞれの持つ能力の中で社会とつながりを持ちながら生きる」ことを奨励されながら，さまざまな社会参加のための手段としての「移動」に制約が多くもたらされることとなっている，昨今の現状である．

福祉有償運送は，「市町村や NPO 法人等が，単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に，原則，ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの」（自家用有償旅客運送ハンドブック　2018 年 4 月，2020 年 11 月改定　国土交通省自動車局旅客課　3 ページ）として，2006 年に改正された道路運送法の条文に「自家用有償旅客運送」の一つとして明記されている．福祉有償運送のように個別ニーズの高い移動困難者を支援するしくみは，1970 年代からその取り組みの端緒が見られ，「今後，都市環境整備が進みバリアフリー化が進む中で，外出の機会が増えていく階層と自宅からの外出手段を持つことができない階層とのギャップが大きくなっていく．その溝を埋めるのがドアトゥードアサービスとしての移送サービスの役割」（横山 2003：105）として，制度化前からその存在を期待されていた．

２．報告の目的

本報告は，先行研究において指摘されてきている福祉有償運送の課題を利用者となる移動困難者の視点から捉え直し，移動困難者に対する支援課題を考察することを目的とする．

※福祉有償運送：市町村や NPO 法人等の非営利団体が福祉車両やセダン型の自家用自動車（白ナンバー）を用いて，タクシー料金の半額程度の料金で行う個別・有償運送．

３．福祉有償運送事業の課題

福祉有償運送の団体数は 2006 年の道路運送法改正前に 3,000 あったといわれ（嶋田 2011），この法改正により団体数は増加するという予測もあったが，実際は頭打ちでここ 15 年ほどは大きな変化はなく，2022 年 3 月現在で 2,369 団体（NPO 法人が大半）・14,456 車両となっている．この福祉有償運送が想像以上に拡大しにくい理由は，大きく制度的課題と実践的課題に分けることができる．

①制度的課題

福祉有償運送は，事業の登録手続において自治体が設置する運営協議会の承認を得ることが必須となっている．運営協議会の構成員には，市町村長又は都道府県知事，タクシー事業者，住民，地方運輸局長，タクシー運転者，現に自家用有償旅客運送を行っている NPO 等が含まれており，主に旅客の移動に関わる上でタクシー事業者の事業に影響を与えるとして，運営協議会の設置そのものが見送られたり，事業の根拠となる申請内容に疑義が示されることも多いと指摘されている．例えば，「ローカルルール」と言われる独自の規定（市内で 1 団体しか登録を認めない（2 団体目以降の参入は認めないなど））を設けていることなど（嶋田 2011；野田 2015）が挙げられる．

②実践的課題

ボランティアベースの事業であることから，利用者は増加傾向にありながら各団体は運転者の確保が難しい・ニーズに応えきれない，個別ニーズに応えるすき間の支援であることが実質的に車両と運転スタッフの稼働率が低くなり，結果的には移動支援のみでは採算が取れない，また，運転者は，営業用自動車を運転できる二種免許がない場合，国土交通大臣が認定する自家用有償旅客運送の認定講習受講が必要となり，講義と実技を含む時間拘束（2 日間）と費用の負担が大きいという指摘もある（阿部 2010；野田 2015）．

## ４．考察―移動支援としての福祉有償運送の課題

移動支援としての福祉有償運送は，上記のように運営課題から指摘されることが多く，利用者となる高齢者や障害者等の視点からの先行研究の蓄積は少ない．代替されるサービスが充実しているのであれば問題は少ないが，福祉有償運送は事業参入と事業継続に課題の多い制度であることから，想定される利用者に必要な支援が行き届いていないことも考えられる．

第一に、移動困難者の移動の権利の保障に関して、「移送サービスは公共交通サービスの一つ」（横山 2003：114），「移動困難者の移動を保障することは，行政の責務」（阿部 2003：39）である視点に立ち，自治体の責務のもと，移動困難者の外出支援を位置付けるとされているが，どこまでカバーされているのかという問題があげられる．第二に公的支援の必要性に関して，具体的には，行政として，福祉有償運送を含めた移動支援を積極的に推進するための運転者講習の費用負担，団体登録の際の不当な排除，団体運営の継続に係る支援（経常経費や物価向上に対応した経費補助），利用料金の補助などにかかる負担の軽減等が想定される．

以上の点から，移動困難者の移動の権利および移動に関わる支援を保障する視点が必要となる．

文献

阿部名保子．2010 年，「福祉有償運送事業の運営実態から見た持続可能な移動サービスの現状と今後のあり方―神奈川県における運営実態調査から―」『運輸政策研究』13（3）：24-34.

阿部司，2003 年，「移送サービスをめぐる論点」『地方自治職員研修』36（5）：37-39.

国土交通省自動車局旅客課，2020 年，『自家用有償旅客運送ハンドブック』

野田秀孝，2015 年，「福祉有償運送の現状と課題」『人間発達科学部紀要』9（2）：61-66.

嶋田暁文，2011 年，「福祉有償運送をめぐる法的問題点―運営協議会の合意をめぐって―」44（10）： 24-26.

横山純一，2003 年，「高齢者等の基本的人権としての交通の意義―福祉サービスとしての移送サービスの重要性―」『愛知新城大谷短期大学研究紀要』（3）：105-118.

# 終活をめぐる支援事業の促進に関する研究

## ―基礎自治体を対象とする質的調査から―

白石　敦子（立教大学 コミュニティ福祉学部）

### 1．研究の背景と目的

超高齢多死社会が身近に迫る現在，高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯の増加にともない，高齢者と，高齢者の介護や看取りを担うと見込まれてきた家族等（高齢者の家族を中心とするインフォーマルケアの担い手を意味する．以下，同じ）との関係が変化している．高齢者には，自身の介護や看取りに不安を感じつつも，家族等には頼れない，または，負担や迷惑をかけたくないという強い意識があり，一方，高齢者をとりまく家族等は，介護や看取りを担うことに大きな精神的・経済的負担を感じていることが，先行研究で指摘されている．「これまで個人の死のケアを担ってきた家族や家のありようが変化しており，もはや家族だけでは死の看取りから死後の安寧の保証までの作業を担うことは困難」（小谷 2004：5）との指摘のとおりであり，高齢者が「死を迎えるときに必要な諸事」，すなわち，医療，介護，葬儀，埋葬等において，高齢者と家族等を対象とした新たな支援やサービスが必要となっている．

こうしたなか，近年，高齢者を中心に，終活に関する関心が高まっている．終活は，「人生の最期に向けて準備をすること．財産を整理する，墓を購入するなど」（松村編 2019：1273），「周囲に迷惑をかけずに人生の終焉に備えるための準備行動」（岡本ほか 2017：62）のように定義されており，エンディングノートの普及，専門雑誌の発刊，専門展の開催，セミナーやシンポジウムの開催など，終活にまつわるマーケットが形成され，活況を呈している．全国の自治体でも，終活を支援する取り組みが徐々に始まっており（白石 2023），横須賀市では，2015（平成 27）年に，全国で初めて，市町村単独事業で，「エンディングプラン・サポート事業」を開始した．終活を支援する取り組みは，「死を迎えるときに必要な諸事」において，高齢者と家族等を対象とした新たな支援やサービスになり得ると考えられるが，既存の事業や業務の一環として実施されている場合が多く（白石 2023），横須賀市のように，明確な事業名を冠し，支援事業として実施している自治体は，全国でもごくわずかである．

そこで，本研究は，終活支援を第一義的な目的とした事業（以下，終活支援事業と記す）を実施している基礎自治体を対象とした質的調査を通して，終活をめぐる支援事業を促進させる要因を明らかにし，今後の方向性について探求することを目的とした．

### 2．研究の方法

終活支援事業を実施している基礎自治体を対象とした質的調査の概要は，以下のとおりである．

インターネットの検索エンジンを用いて，「終活」，「終活支援」，「エンディング・サポート」等のキーワードを入力して検索を行い，また，終活に関するインターネットや新聞・雑誌等の記事，終活に関する書籍・文献等を網羅的に調べて，終活支援事業を実施している基礎自治体を析出した．その結果，明確な事業名を冠し，支援事業として実施している 8 自治体（いずれも市）のうち，調査協力を快諾してくれた 7 自治体を調査対象とした．調査方法は，半構造化面接によるインタビュー調査と，電話調査（コロナ禍のため，対面でのインタビュー調査は実施できなかった）であり，調査期間は，2019 年 12 月～2020 年 8 月である．調査項目は，自治体特性，終活支援事業に取り組んだ背景・きっかけ，事業内容，事業の対象，事業形態，事業予算，事業の位置づけ，実施状況と課題などである．なお，倫理的配慮として，日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の承認を得た．

分析の枠組みは，筒井（2014：248）の「地域包括ケアシステムの中核となるサービスの普及方策を考えるためのプロセス」を参考にして設定した．分析の方法は，質的帰納的研究方法（佐藤 2008）を援用し，インタビュー調査および電話調査の逐語録を分析した．逐語録の内容を，筒井（2014：248）を参考にして設定した分析項目に従って整理・集約し，整理・集約した内容の共通性や特性を検討して，サブカテゴリーおよびカテゴリーを生成した．なお，サブカテゴリーおよびカテゴリーの生成と決定は，質的研究の実績をもつ行政学の実務家・研究者と社会福祉学領域の研究者のスーパーバイズを経て行った．

## 3．結果

分析結果を要約して述べる．終活支援事業に取り組む背景・きっかけは，担当者（課）発議，横須賀市への視察，市長からの提案，県警からの要請などに集約された．事業内容は，死後事務委任契約に関する支援，終活に関する相談支援，セミナー・講座等の開催，エンディングノート等の配布・活用，遺族に対する支援などであった．事業の対象は，65 歳以上の住民で，かつ，独居・身寄りがない・所得や資産要件に合致するなどの条件を設定している自治体と，特に条件は設けていない自治体とに大別された．事業形態は，いずれの自治体も，独自財源を用いた市町村単独事業で実施していた．事業の位置づけは，いずれの自治体においても，概ね重要施策として位置づけられていた．事業の課題としては，事業対象の検討，支援内容の拡充，連携の拡充・深化，業務の効率化が挙げられた．

## 4．考察

終活支援事業を促進させる要因として，「利便性と円滑な手続きを目指した事業設計」，「住民ニーズに合わせた支援・対応」，「ツールの独創的な活用」などを明らかにすることができた．また，今後の方向性として，「事業対象の普遍化・個別化」，「『自己決定支援』としての訴求」などを示すことができた．

終活を支援する取り組みは，既存の事業や業務の一環として実施されている場合が多いが，今回調査に協力してくれた 7 自治体のように，明確な事業名を冠し，支援事業として実施することによって，益々の発展が期待できる．「死を迎えるときに必要な諸事」において，高齢者と家族等を対象とした新たな支援やサービスが必要となっているいま，本研究の成果を基に，終活をめぐる支援事業の促進を積極的に図っていくべきと考える．

【引用文献】

小谷みどり，2004，「死に対する意識と死の恐れ」『ライフデザインレポート』5：4-15．（2020 年 11 月 27 日取得，https://www.dlri.co.jp/pdf/ld/01-14/rp0405.pdf）．

松村明編，2019，『大辞林　第四版』三省堂．

岡本美代子・島田広美・齋藤尚子，2017，「都市と地方における高齢者の死生観と終活の現状」『順天堂大学医療看護学部医療看護研究』13(2)：62-9．

佐藤郁哉，2008，『実践　質的データ分析入門』新曜社．

白石敦子，2023，「住み慣れた地域における要介護高齢者の看取り支援に関する研究―市町村の『看取り支援事業』に焦点をあてて」ユニベール財団編『豊かな高齢社会の探究　調査研究報告書』31：1-16．

筒井孝子，2014，『地域包括ケアシステム構築のためのマネジメント戦略―integrated care の理論とその応用』中央法規．

# ある併存性障害者支援事業所における生活経験

## ―併存性障害のある人のアジール？―

相良　翔　（埼玉県立大学）

１）研究背景

我が国において薬物依存者への支援は徐々に拡充しつつあるが，課題もまだ多い．その 1 つとして，併存性障害をもつ薬物依存者への支援が挙げられる．池田ら（2021）によると，併存性障害とは，薬物依存以外に知的障害や広汎性発達障害などの他の障害を伴うことを指すものである．併存性障害のある薬物依存者に対する精神科医療機関での治療，および精神障害者支援施設での支援の在り方は十分に検討されてない状況にある．民間の薬物依存回復支援施設であるダルク（Drug Addiction Rehabilitation Center）でも，併存性障害をもつと思われる利用者の数が増えているとされ（ダルク 2018），そのような利用者への支援において様々な困難に直面していることが考えられる．

併存性障害のある薬物依存者を積極的に受け入れている場の 1 つとして，関東圏に拠点を置くダルクから派生した NPO 法人 X がある．X は多機能型事業所として，就労継続支援 B 型事業・自立訓練（生活訓練）事業・グループホームを運営している．また，X ではダルクで行われているプログラムを基礎にしつつ，それに加えて畑仕事等を中心としたプログラムも行っている．そして，X 利用者はすべて男性であり，その中には矯正施設入所や医療観察法による処遇を経験した人も少なくない．なお，X スタッフの多くも過去において薬物依存に関する問題に直面したという経験がある．

これまでに，報告者は X スタッフによるピア・サポートについて，特に利用者とのギャップやその対応に焦点をおいて検討した（相良 近刊）．そこから，薬物依存という「同じ経験」をした人同士であっても，相互に関わっていくなかでどこかで「違う経験」があることに直面している様子が浮き彫りとなった．他方で，「違う経験」をやり過ごすのではなく，また「違う経験」に対してネガティヴな意味付けをするのでもなく，「同じ経験」に基づきながら利用者と関わり続けようとする様子も記述された．X スタッフによるピア・サポートは「同じ経験」と「違う経験」の狭間に臨みながら行われていた．

それに対して本報告では，福祉の現場での経験の解釈に焦点をおいた先行研究を参考にしつつ（例えば，麦倉 2019: 76-95），X 利用者およびスタッフ両者の経験を検討する．具体的に言えば，「利用者が X をどのような場であると考えているのか」・「利用者は X における生活をどのようなものとして解釈しているのか」・「利用者の現状に対して，スタッフはどのように捉えているのか」等の問いを念頭におき，インタビュー調査で得られたデータを検討する．そして，この検討を通じて，X での生活経験の一側面を記述し，その記述から浮かび上がる福祉社会学的知見について考察することを目的とする．

２）研究方法

X スタッフおよび利用者へのインタビュー調査は，2022 年 9 月から現在にかけて行っている．この調査は共同研究者と行っており，報告者のこれまでの薬物依存に関する研究（例えば，相良 2019）の発展だけでなく，X の今後の運営のための基礎的情報を提供することも目的としている．

現時点での調査協力者はスタッフ 8 名（そのうち，ダルク利用経験者であるピア・スタッフは 5 名。男性 6 名、女性 2 名）および利用者 5 名である．インタビュー調査は半構造化面接法を用いて行った．スタッフへのインタビュー調査では「スタッフとして勤めた経緯」・「日常の業務の流れ」・「利用者の支援のあり方」を質問項目の中心とした．また，利用者へのインタビュー調査では「在所に至るまでの経緯」・「施設での日常生活」・「今後の希望」を質問項目の中心とした．時間は 1 人につき 1 時間から 2 時間程度で，発言内容は対象者の了承を得て IC レコーダーに録音した．なお調査にあたり，埼玉県立大学研究許可（倫理）審査からの承認を受けている（通知番号 22009 および 22094）．

３）分析結果

第一に，X 利用者のライフストーリーから，X に至るまでに様々な場所を転々としながら，生活してきた様子が窺えた．例えば，生家から離れて，少年院や刑務所等の刑事施設・精神科病院・福祉施設・会社の寮などでの生活が語られた．なお，利用者の共通項としてダルクへの入所経験があるが，複数のダルクを利用した経験を持つ人がほとんどであった．

第二に，X 利用者は X での生活について，概ね満足しているという旨を語っていた．この点について，利用者が X に至るまでの経緯を踏まえると，X での生活がそれ以前の生活に比べて落ち着いたものであったから，そのように語ったとも解釈できる．つまり，X での生活は安定をもたらすという点から，相対的に満足できるものとして経験しているように考えられた．ただし，利用者間のトラブルなどについても語られており，X での生活の全てに対して肯定的に捉えているわけではなかった．また，今後の生活の希望について，語りにくい様子も伺えた．

第三に，X スタッフは利用者の現状を踏まえて，利用者との関わりにおいてジレンマを覚える様子も伺えた．例えば，スタッフは自身のダルク利用経験を踏まえつつ，スタッフとして利用者に対する支援を行うことがある．しかし，スタッフ自身のダルクの利用経験とは異なり，利用者の中には現状を維持することで精いっぱいな人や緩やかに体調が悪くなっている人がいることに対して，ジレンマを覚えている様子があった．また，利用者の現状と福祉施設としての運営の間にあるギャップに対しても困難を感じている様子も伺えた．

以上の分析結果は，福祉的支援において社会からの避難所（アジール）を提供することの重要性とその留意点（東畑 2019: 281-339）という福祉社会学的な課題を浮き彫りにするものでもある．つまり，利用者にとって，X は社会におけるアジールのような場として存在しており，それは併存性障害のある人々の生存保障につながるような場でもあった．しかしながら，スタッフにとってそのような環境を維持する上で困難や，利用者が覚える X での生活の困難にも目を配る必要はあろう．

引用文献

ダルク,2018,『ダルク 回復する依存者たち――その実践と多様な回復支援』明石書店.

池田朋広・青木彩香・石川亜弓・江島智子・長谷川恵子・種田綾乃・小松﨑智恵・久永文恵・松本俊彦・大島巌（2021）「併存性障害（重複障害）者を支援するための EBP ツールキットの紹介－ITCOD（integrated treatment for co-occurring disorders）について」『精神科治療学』36（1）:109-113.

麦倉泰子, 2019,『施設とは何か――ライフストーリーから読み解く障害とケア』生活書院.

相良翔, 2019,『薬物依存からの「回復」――ダルクにおけるフィールドワークを通じた社会学的研究』ちとせプレス.

―――, 近刊, 「「同じ経験」と「違う経験」の狭間に臨むピア・サポート――更生保護施設および併存性障害者支援施設をフィールドとして」『現代社会学理論研究』18：ページ数未定

東畑開人, 2019,『居るのはつらいよ――ケアとセラピーについての覚書』医学書院.

※ 本研究は 2022 年度埼玉県立大学奨励研究（A 研究：課題番号 22004）から助成を受けて行われた。

# 「媒介子」としての精神疾患

## ―「病気の治療」から「関係性の変革」へ―

竹端　寛（兵庫県立大学）

1，ホモ・サケルとしての入院患者

日本の精神科病院の入院患者数は、この 20 年で 7 万人以上床減少したが、26 万人以上が入院している「精神病院大国」である（大熊 2009)。そして「滝山病院事件」や「神出病院事件」のような組織的虐待は起こり続けているが、精神病院中心主義の構造は簡単には崩れ去らない（竹端 2013、風間他 2023)。

アガンベンは「権利と希望を奪われ、とはいえ生物学的にはまだ生きている」（アガンベン 2003：218)状態をホモ・サケルである述べる。ナチスの強制収容所だけでなく、精神科病院で長期社会的入院をしている人々がホモ・サケルの状態であることは、上記の二病院事件のみならず、東日本大震災後、福島第一原発そばの精神科病院から 38 年ぶりに退院できた伊藤時男氏の語りとも直結している（伊藤 2024)。

ベイドソンは「エリー湖の狂気」（ベイドソン 2023:290-291）において、「自分の関心事は自分であり、自分の会社であり、自分の種だという偏狭な認識論的前提に立つとき、ループ構造をなしてつながっていた他の回路は考慮の“外側”に切り落とされることになる」と述べ、当時環境汚染が深刻だったエリー湖は、偏狭な認識論的前提の外部であると指摘していた。そして、「エリー湖の精神衛生が失われるとき、その狂気が、『より大きなわれわれ』」の思考と経験をも病的なものに変えて行く」と整理した。

自分中心主義という「偏狭な認識論的前提」は、その「外側」に位置する人々の権利を剥奪し、エリー湖＝精神科病院に追いやって、ホモ・サケルに留めた。だが、その精神科病院＝エリー湖の「精神衛生」が失われた時、「その狂気が、『より大きなわれわれ』」の思考と経験をも病的なものに変えて行く」。これが精神科病院で虐待が繰り返し起こり続けながらも、その現状に抜本的対策が取られない「狂気」の本体とは言えないだろうか（竹端 2021)。この「偏狭な認識論的前提」はどうすれば変わるだろうか？

2，媒介子としての精神疾患

精神科の急性症状の人は入院治療が必要だ、というのは生物学的精神医療の前提である。だが「精神疾患は生物学的な治療が可能だ」という前提が「偏狭な認識論的前提」だとしたら、どうなるだろうか。

精神科医の斎藤環は「統合失調症もうつ病も、発達障害すらもバイオマーカーがない」現実において、バイオロジーへの傾倒は非現実的だと述べる（斎藤 2024)。すると、要素還元主義における「厳然たる事実」がバイオマーカーであるとするならば、バイオマーカーなき精神疾患は「議論を呼ぶ事実」であると、アクターネットワーク理論（ラトゥール 2019）では解釈可能である。精神疾患は診断名が決まっても、「インプットが決まりさえすれば、そのアウトプットが決まる」「中間項」ではない。精神疾患の状態そのものが、「自ら運ぶとされる意味や要素を変換し、翻訳し、ねじり、手直しする」「媒介子」である。すると「病気の同定や治療」という「中間項」的視点では「病気は治らない」。精神疾患という「媒介子」が本人や周囲の人にどのような影響をもたらすのかを分析し、その関係性の変革が求められる。

3,「治療」の認識論的前提の転換

生物学的精神医療は、その根底で「治せない」という危機をずっと内包している。トラウマインフォームドケアにおいては自暴自棄な対象者に巻き込まれる支援者をさして「トラウマの並行プロセス」(野坂 2019) と述べているが、精神疾患においては「治らない・治せない患者」を前にして医療者や病院組織も無力に陥る「トラウマの並行プロセス」に陥っている（竹端 2022)。これは精神疾患を「厳然たる事実」と捉えることによる失敗の連鎖であり、治らない患者と治せない医療者、両者を隔離収容する病院･･･自体のアクターネットワークの連鎖が作り出したものと言えないだろうか。

この膠着状態を越えるには、「病気の治療」という精神医療の主目的（認識論的前提）を再考する必要がある。ただ生物学的精神医学を再考するからといって、精神医療そのものを否定する訳ではない（竹端 2016)。反精神医学の代表的論者のサズは、①精神病を「病気のカテゴリーから除外させること」、および②「精神病と呼ばれている現象を新しく単純に見直し」「人の如何に生きるべきかの問題をめぐる葛藤の表現とみなされること」と捉え直している(サズ 1975:27)。①に関しては、2011 年に精神疾患は「５大疾病」の一つと命名されるほど「病気のカテゴリー」の主要な一つとなっている精神疾患を、「病気」ではないとは見なせない。だが、「精神病と呼ばれている現象を新しく単純に見直し」「人の如何に生きるべきかの問題をめぐる葛藤の表現とみなされること」に関しては、反精神医学ではない＝精神疾患の治療者の中でも、様々な試行錯誤がなされている。

4, ネットワークの組み替え＝関係性の変革

筆者が関心を抱いてきたトリエステ方式やオープンダイアローグ、PTMF、リフレクティングや制度精神医療、ACT、リカバリー、当事者研究等の、生物学的精神医療の「オルタナティブ」と見なされている実践に共通する視点は何か。それは「関係性の変革」である。しかも、患者と医療者・家族・学校・会社・社会･･･との間の関係性の変革であり、さらに言えば患者以外の「患者にとっての環境」の側に変革を求めるアプローチである。それは一体どういうことか。

斎藤環も日本に広めたオープンダイアローグにおいては、患者やその家族、患者が求める人（＝患者の社会的ネットワーク）と治療チームが毎日のように対話を続ける中で、急逝症状が治まる・病状が消失する実態が報告されている（セイックラ・アーンキル 2016)。これは家族システムに介入する家族療法と、立場性の壁を越えて相手の話を人として受け止めるリフレクティング・プロセスのアプローチに基づいている（矢原 2023)。それは病棟内での対等な話し合い（アッセンブレア）や歓待などを通じて精神医療の硬直性を破壊してきたトリエステ方式にも繋がる（竹端 2018, バザーリア 2017)。以前なら入院しかないと言われた急性症状の人でも、包括的地域支援プログラム（ACT）によって、入院無しで（あっても最小限で）地域生活を送り続ける実践も展開されている（高木 2017)。当事者研究やリカバリー概念に共通するのは、精神病者本人の「無力さ」や「問題点」にのみ焦点を当てるのではなく、ストレングスや弱さで他者とつながり直す回路を回復することである（向谷地 2008,フィッシャー2019)。これらの実践に共通するのは、精神医療における標準化・規格化された診断名をカッコに括り、その状況にどのような Power（パワー)、Threat(脅威)、Meaning（意味）が生じているのか、を再検討する Framework としての PTMF の視点である（ボイル・ジョンストン 2023)。

これらの実践を制度精神療法（ウリ 2016）の視点で再解釈するならば、患者の「生きる苦悩の最大化」＝「病的平衡状態」を「厳然たる事実」ではなく「議論を呼ぶ事実」へと読み替え、患者の家族や友人、関わる医療チームなどが協働して患者の状況を変える媒介子として機能することにより、固着した関係性が開き、その人が本来的に持つ「動的平衡」状態（福岡 2007）へと回帰していく過程と言えそうだ。

生物学的精神医療や精神科病院中心主義は、「病的平衡状態」を「患者個人の症状」と帰責させ自らを免責することで、治療不能な隘路に陥っていた。この「偏狭な認識論的前提」を破壊する「関係性の変革」は、精神医療システムの「精神衛生」を回復するために必要不可欠な「処方箋」なのかもしれない。

# 重度訪問介護成立に際して働いた力学

## ―公共的相互性の下で起こったこと―

髙阪　悌雄（青森県立保健大学）

１　序論

1.1 本研究の目的および意義

本報告は，三位一体の改革の下，なぜ 24 時間訪問介護を可能とした重度訪問介護が成立したのか，福祉縮減期の政治力学や当事者運動の持つ特徴及び影響力から明らかにしていく．重度訪問介護成立に至るまでに当事者運動と関連付けた介護問題には多くの先行研究がある．一方で，2001 年に成立した小泉内閣での聖域なき構造改革と言われた三位一体の改革の下，支援費制度施行前から障害者自立支援法が成立するまでに，多くの委員会や勉強会が立ち上がり，複数の障害者団体の主張と対立があった．こうした一連の経緯には，どのような政治的力学が働き，その中で当事者運動は重度訪問介護成立にどのように影響を与えたのか，先行研究では詳細に触れていない．

本研究では支援費制度施行前より福祉縮減の方向に舵を切った厚生労働省（以下，厚労省）が支援費と介護保険の統合（以下，統合）を進めていく過程で，なぜ重度訪問介護が成立したのか，福祉縮減期の政治力学や当事者運動の持つ特徴及び影響力から明らかにしていく．障害領域での運動の経験が理論的に解明されることで，障害以外の領域にも，その経験が生かされるものと考える．

1.2 研究の方法

本研究では先行研究の他にも国会議事録，社会保障審議会（以下，社保審）の介護保険部会，障害者部会の議事録や提出資料を用いた．また政策形成過程に当事者として関わり，統合に反対の立場であった DPI 日本会議副議長の尾上浩二氏へのインタビューを行った．さらに障害者自立支援法の成立に至る政治力学について，新川敏光(新川ら 2004)や西岡晋（2013）の非難回避戦略モデルから考察を行ったほか，John Rawls の公平性概念から Amartya Sen への公共的相互性への接続を明確に示した帝京大学の後藤玲子（2017)の福祉国家の限界性やグループ化要求に関する知見に基づき，重度訪問介護と 1985 年成立の障害基礎年金制度の 2 つの政策策定経緯を比較，考察を進めた．

1.3 倫理的配慮

本調査は，著者の所属する青森県立保健大学研究倫理委員会による倫理審査の承認を得たうえで実施した（承認日 2022 年 12 月 27 日 承認番号 22073)．

２　本論

三位一体の改革は国庫補助負担金 4 兆円の削減等を目指すものであった．支援費制度下での障害者福祉制度を介護保険に統合することで単純に見積もっても 50%の国庫負担を 25%に減らすことができ，間接的にではあるが保険財源という厚労省の自主財源を増やすことをも意味していた．これは保険料の増加や徴収年齢の拡大をもたらすものであったが，小泉人気を背景とした聖域なき構造改革の一環となり損失を与える政策への積極的な意味づけが行われていった．つまり統合構想は，戦略Ⅱで争点が再定式化されていく．2003 年 1 月，統合構想への布石として厚労省は市町村へのホームヘルプサービスの交付基準として，「①身体障害者の日常生活支援で上限 120 時間，②知的障害者（重度）上限 50 時間，同（中・軽度）30 時間程度」という基準を提示する．介護保障の大幅な縮減であり，介護

保険の給付量に近づけることを目的にしていることは明確で，当事者団体による激しい反対運動が起こったが，社会援護局長からの謝罪と「国庫補助基準は個々人の上限を定めるものではない」「国庫補助基準について，支援費制度施行後のホームヘルプサービスの利用状況等を踏まえ．その見直しの必要性を検証するため検討会を速やかに設置する」等の内容が示され，運動は終息した．その後開催された検討会や介護保険制度改革を巡る勉強会は，「統合構想への説得が目的であったとしか思えない」といった尾上達の証言から，外部機関に責任転嫁を行い，国庫補助負担金削減の路線を変更するつもりのない厚労省の可視性を低下させる戦略Ⅲが設置の狙いにあったと考えられる．このような厚労省の動きは他にも，社保審障害者部会等で統合賛成派の障害者団体の意見を取り入れる等，統合反対派との対立をあおり，非難の矛先を回避しようとするなど，戦略Ⅳに該当する動きも見られた．

その後，統合構想は社保審障害者部会や社保審介護保険部会で話し合いが続けられたが，意見がまとまらず，全国市長会や日本経済団体連合会，選挙を憂慮した自民党が統合への反対表明を相次いで打ち出し，結果的に 2005 年に向けた統合構想は頓挫する．しかし，その後も厚労省は応益負担導入等，介護保険にその内容を近づけるグランドデザイン案を提示，将来的な統合への意気込みを示した．グランドデザイン案に基づき，2005 年 1 月 25 日に提出された障害者自立支援法案では，応益負担への障害者団体からの反発もあり，厚労省からは，戦略Ⅱの代償政策となる応益負担の所得別負担軽減策や義務的経費導入が示された．一方，当初の障害者自立支援法案には見守り介護が抜けていた．こののち，見守り介護は，なぜ重度訪問介護の中に位置づけられたのか．そもそも厚労省の方針となる統合を見据えた先にある保険制度に見守り介護はなじまないことから戦略Ⅱの代償政策として位置づけるには無理がある．本論では見守り介護が入った重度訪問介護が成立した背景を後藤(2017)の公共的相互性の理論と当事者の証言，障害基礎年金成立経緯との比較を基に明らかにした．

## 3　結論

本研究で明らかになったことは 3 点ある．1 点目は非難回避戦略モデルから，統合構想は小泉人気を背景に聖域なき構造改革に再定式化され，その下で福祉縮減への厚労省の強固な意志が明確になったことである．2 点目は後藤の福祉国家の限界性に関する知見から，障害基礎年金の給付水準の低さは福祉国家の限界性を示すものであったこと，個別・特殊性に基づく 24 時間訪問介護を守る運動は給付水準の点からも福祉国家の限界性を超えたものであったことである．3 点目は実際のケース証言から,公共的相互性の関係が構築されることで，当事者グループの生活ヒストリーに基づく声は倫理性を拡げ，政策決定に劇的な変化を引き起こし，これが障害基礎年金，ひいては重度訪問介護の成立につながったことを示した．

## 参考文献

後藤玲子(2017)「福祉国家の忘れ物」『潜在能力アプローチ:倫理と経済』，岩波書店.
西岡晋（2013）「福祉国家改革の非難回避政治――日英公的扶助制度改革の比較事例分析」『日本比較政治学会年報（日本比較政治学会編)』 第 15 号，69-105.
尾上浩二(2023)『尾上浩二氏へのインタビュー（未発表)』.
新川敏光・Giuliano Bonoli・M.Anderson Karen・ほか(2004)『年金改革の比較政治学:経路依存性と非難回避』，ミネルヴァ書房.

# 障害者政策への支持

## ―社会的属性に基づく説明の限界と可能性―

池田　裕（法政大学）

これまでの研究で，福祉国家に対する態度には，少なくとも伝統的福祉国家政策と家族政策の次元があることがわかっている．しかし，障害者政策を含む多くの政策に対する態度は測定されていない．結果として，障害者政策を含む多くの政策をめぐる対立の特徴は十分に検討されていない．本研究は，障害者政策の項目を含むインターネット調査のデータを用いて，伝統的福祉国家政策と家族政策の次元と異なる障害者政策の次元があることを確認し，障害者政策への支持に影響する要因を調べる．

分析には，2024 年 3 月に行われた「健康と福祉に関する調査」のデータを使う．この調査は，株式会社マクロミルの登録モニターから抽出された 20 歳から 69 歳までの人を対象としたインターネット調査である．性別，年齢，学歴に関して，令和 4 年就業構造基本調査の結果に基づく標本割付が設定されている．分析の対象は，一連の質問に欠損値を含まない 555 人の回答者である．

従属変数は，家族政策，障害者政策，伝統的福祉国家政策への支持である．回答者は，「保育サービスを無料で提供すること」，「幼児教育を無料で提供すること」，「すべての子育て家庭に経済的な援助を与えること」，「育児休業中の人がそれなりの生活水準を維持できるようにすること」，「ひとり親家庭に経済的な援助を与えること」，「有給の産前産後休暇を与えること」，「障害者がそれなりの生活水準を維持できるようにすること」，「障害者に必要なリハビリを提供すること」，「障害者を雇用する企業に補助金を出すこと」，「介護休業中の人がそれなりの生活水準を維持できるようにすること」，「労働災害の犠牲者がそれなりの生活水準を維持できるようにすること」，「失業者がそれなりの生活水準を維持できるようにすること」，「家を持てない人にそれなりの住居を提供すること」，「富む者と貧しい者との間の所得の格差を少なくすること」，「収入の少ない家庭の大学生に経済的な援助を与えること」，「高齢者がそれなりの生活水準を維持できるようにすること」，「働く意志のあるすべての人に仕事を提供すること」，「病気の人々に必要な医療を施すこと」を政府の責任だと思うかどうかを尋ねられる．順序効果を最小化するために，項目の順序はランダム化された．回答カテゴリは，「政府の責任である」，「どちらかといえば政府の責任である」，「どちらかといえば政府の責任ではない」，「政府の責任ではない」である．本研究は，政策に好意的な人ほど高い値を取るように，回答者に 0 から 3 までの点数を割り当てる．

独立変数は，性別，年齢，学歴，所得税の最高税率に関する知識，健康状態，メンタルヘルス，心配事を聞いてくれる人の存在，剥奪指標，従業上の地位，未就学児の存在，所得，配偶関係である．性別に関しては，回答者が女性であるかどうかを示す二値変数を使う．年齢は 20 から 69 までの値を取る．学歴に関しては，最終学歴に基づいて，教育年数を使う．所得税の最高税率に関する知識に関しては，「過大評価者」と「回答不能者」の二つの二値変数を使う．参照カテゴリは「正答者」である．健康状態は 0 から 4 までの値を取る．メンタルヘルスは 6 項目の合計得点であり，0 から 24 までの値を取る．心配事を聞いてくれる人の存在に関しては，「話し相手がいない人」と「心配事がない人」の二つの二値変数を使う．参照カテゴリは「話し相手がいる人」である．剥奪指標は 10 項目の合計得点であり，0 から 10 までの値を取る．従業上の地位に関しては，「自営」，「非正規雇用」，「失業」，「無職」，「学生」，「その他」の六つの二値変数を使う．参照カテゴリは「正規雇用」である．未就学児の存在に関しては，回答者が 5 歳以下の子どもと一緒に生活しているかどうかを示す二値変数

を使う．所得に関しては，等価所得を使う．単位は 100 万円である．配偶関係に関しては，「離別」，「死別」，「未婚」の三つの二値変数を使う．参照カテゴリは「有配偶」である．

探索的因子分析によれば，1 因子モデルと 2 因子モデルは，RMSEA の値が 0.06 を上回るので，データにうまく適合しない．3 因子モデルと 4 因子モデルは，RMSEA の値が 0.06 を下回るので，データによく適合する．BIC の値は 3 因子モデルで最も低く，18 項目の平行分析でも，実データの因子の固有値が乱数データの因子の固有値を 3 因子で上回る．結果として，3 因子モデルが支持される．第 1 因子は，保育サービス，幼児教育，児童手当，育児休業給付，児童扶養手当，有給出産休暇の項目とよく相関する．保育サービスと幼児教育の項目の因子負荷量が特に大きく，現物給付を中心とする家族政策への支持が測定されると考えられる．第 2 因子は，障害者援助，リハビリの提供，障害者雇用補助金，介護休業給付，労働災害補償の項目とよく相関する．障害者援助とリハビリの提供の項目の因子負荷量が特に大きく，障害者に直接的利益をもたらす政策を中心とする障害者政策への支持が測定されると考えられる．第 3 因子は，失業者援助，住居の提供，格差の是正，大学生援助，高齢者援助，仕事の提供，医療の提供の項目とよく相関する．失業者援助，住居の提供，格差の是正の項目の因子負荷量が特に大きく，失業と貧困に関する政策を中心とする伝統的福祉国家政策への支持が測定されると考えられる．

線形回帰によれば，障害者政策の次元では，所得税の最高税率の過大評価者，メンタルヘルス，話し相手がいない人，等価所得が有意な負の効果を持ち，健康状態と剥奪指標が有意な正の効果を持つ．所得税の最高税率の過大評価は，税金の無駄遣いへの信念を強めることによって，障害者政策の重要性の過小評価につながる可能性がある．メンタルヘルスが良い人ほど障害者政策に好意的でないのは，精神的困難の不在が社会経済的に不利な立場にある人への共感をせき止めるからだと考えられる．話し相手がいない人の低い支持は，彼らの自助努力への信念を反映しているかもしれない．等価所得が高い人ほど障害者政策に好意的でないのは，高い生活水準が障害者政策の重要性の過小評価につながるからだと考えられる．健康状態が良い人ほど障害者政策に好意的であるのは，身体的困難の不在が身体的困難に直面する人に対する責任感を生み，それが障害者政策への支持を生むからかもしれない．剥奪指標が高い人ほど障害者政策に好意的であるのは，低い生活水準が障害者政策の重要性の理解を深めるからだと考えられる．他の変数の効果は統計的に有意でないので，性別，年齢，学歴，従業上の地位，未就学児の存在，配偶関係が障害者政策への支持に影響するとはいえない．

結論は以下のとおりである．第一に，性別，年齢，学歴を含む多くの社会的属性が障害者政策への支持に影響するとはいえない．これは，社会的属性に基づく説明の限界を示している．態度の社会学は，社会構造における個人の立場と態度の関係を理解するために，社会的属性による態度の違いを調べる．しかし，社会的属性による態度の違いがあるとはいえないなら，集団間の対立を理解するには，社会的属性以外の要因に注目する必要がある．第二に，社会的属性以外の要因としては，政治的知識，健康，社会関係が重要である．態度がこれらの要因に影響するのではなく，これらの要因が態度に影響すると考えるのが自然であり，逆の因果関係の問題は深刻でない．それでも，これらの要因は社会的属性の影響を受けると考えられるので，今後の研究は依然として社会的属性を統制する必要がある．第三に，標準化係数を見ると，等価所得が独立変数の中で最も大きな効果を持つことがわかる．それゆえに，障害者政策への支持に影響する要因として，社会的属性が重要でないと考えるのは間違いである．所得の効果は自己利益の観点から説明されることが多いが，すべての低所得者が障害者政策から直接利益を得るとは限らないので，経済的脆弱性の観点から説明するのが最善だと考えられる．

# 戦後日本における「生活者」のニーズ分析

## ―国会会議録の計量テキスト分析―

堀　祐輔（立命館大学大学院）

### 1　問題の所在

社会福祉学の領域において「生活者」は現実に生きる人々の問題を強調する概念として用いられてきた.社会関係における社会性,全体性,主体性,現実性という 4 つの側面に着目した「生活者原理」(岡村 1990),ひとりの「生活者」として人間らしい生活を営む主体形成と環境整備を主眼にした「生活福祉のアプローチ」(小林 1996) など,「生活者」は個人を起点とするための概念であった.これらは立場によって差異はあるものの権力や権威などの支配的な価値観に対して,「生活者自体の日常性さらにその危機的状況からの」内在的要求,インフォーマルな視点（一番ヶ瀬 1998：86）に基づき,人々の側からニーズを提起することを重視する点で共通している.こうした視点は現在の社会福祉学・ソーシャルワークにおいて,自己決定やエンパワメントに継承される共通認識だといえる. 研究領域で構築されてきた「生活者」概念は,1990 年代に現れた「生活者重視」のような政策言説への「対抗的視点（オルターナティヴ(ママ)）」の提起でもあった（天野 1996:238）. しかし,オルタナティヴな「生活者」概念が模索される一方で,「オリジナル」の政策言説は見逃されがちであった.政治家やメディアが使う「生活者」は「庶民感覚」の持ち主といったニュアンスもあれば,「高齢者や障害者の生活の側にたつ,いいかえれば『弱者』の意味」(天野 1996：4) にもなる多義的なマジックワードである.このような曖昧模糊とした政策で使用される「生活者」言説が分析対象となることは少なかった.

### 2 研究目的

本研究の目的は,敗戦直後の日本において「生活者」のニーズがどのように語られたのかを明らかにすることである.研究領域では,支配的価値観への「対抗的視点」として独自の「生活者」概念の構築が試みられてきた.一方で,行政やメディアで使われる「生活者」言説は序論的な言及に留まり,主たる研究対象となることは少なかった.

政策は人々の価値観に照らして妥当と認識されてはじめて支持が得られるものであり, 政策形成は人々を説得する言説が鍵となる（Schmidt 2008：306, 西岡 2021：76）.換言すれば,政策言説の分析は「支配的な価値」が認識・解釈してきた問題のフレーミングを把捉することである.

本研究では,政策言説における「生活者」を計量テキスト分析によって質的分析の中立性と客観性を担保しつつ分析することで, どのように人々のニーズが生起されたのかを言説空間から明らかにしようとするものである.

### 3 研究方法

本研究の分析対象は帝国議会・国会会議録（以下,会議録）の「生活者」という言葉を含むテキストデータ 7,286 件（1932-2022 年）のうち,敗戦直後の 382 件（1945-1950 年）を対象とした.データ取得にあたっては,帝国議会会議録検索システム（https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/）・国会会議録検索システム（https://kokkai.ndl.go.jp/）および外部提供インターフェイス（Application Programming Interface：API）を利用した.

分析には樋口（2020）が開発した計量テキスト分析（テキストマイニング）ツールの KHcoder を用いた.主に使用した KHcoder の機能は共起ネットワークである.分析は次の 3 段階で行った.①「年次推移のグラフ化」によって「生活者」言説の量的変動を可視化し,傾向を分析した.①の分析結果に基づき,②「共起ネットワーク」を生成し,言説の特徴を把握した.共起ネットワークとは,頻繁に一緒に出

現（共起）する語を線で結んだ図である. 共起から読み取れるのは言説の特徴であり, 前後の文脈を確認しながら解釈しなければならない（樋口 2020：37）. そのため, ③「原文の検証」を通して, 具体的な文脈を確認することで「生活者」言説の歴史性・政治性を分析した.

**4 研究結果**

対象期間における各年の発言量は 1945 年（33 件）, 1946 年（58 件）, 1947 年（94 件）, 1948 年（63 件）, 1949 年（61 件）, 1950 年（73 件）であった. 1945 年から 1947 年にかけて増加したが, 1948 年以降は減少し, 60～70 件程度を推移した.

データを前半期：1945～1947 年（185 件）, 後半期：1948～1950 年（197 件）に分類し, 共起ネットワークを生成した. 前半期には「俸給」「生活者」「収入」「都市」「食糧」などが現れた. 後半期は「俸給」「一般」「生活者」「税金」「課税」が特徴的であった. 共起ネットワークからは, 問題関心が都市部における食糧問題とそれに伴う物価高から課税制度へと移行したことが看取された.

共起ネットワークで得られたキーワードを見取り図に原文の検証を行った.前半期に農民や自営業ではなく,「俸給生活者」すなわち労働者への関心が高まったのは,激化する労働組合運動への対策として賃金の改善が議論されたためであった.後半期は,「俸給生活者」のほか「一般生活者」などが現れており,徴収方法や課税対象など税制度の構築が議論されていた.特に 1949 年以降の議論については戦後税制改革の起点となったシャウプ勧告の影響もあったと推測される.

敗戦直後における「生活者」言説は, 労働組合運動の対策のために「俸給生活者」のニーズに着目したことで増加した. 1948 年以降は「俸給生活者」への言及は相対的に減少し, 税制度の構築へと関心は変容していった.

**5 結論**

本研究では, 政策言説における「生活者」を計量テキスト分析によって分析することで人々のニーズがどのように語られたのかを明らかにすることを目的とした.会議録における「生活者」は労働組合運動や税制改革などの政治的文脈に依拠した政策の言葉であったことを言説空間の分析から明らかにした.今後の課題としては,労働組合運動やシャウプ勧告などの実際の社会実相との連関の検討を行いたい.

【参考文献】

●天野正子, 1996,『生活者とはだれか―自律的市民像の系譜』中央公論新社. ●樋口耕一, 2020,『社会調査のための計量テキスト分析――内容分析の継承と発展を目指して 第 2 版』ナカニシヤ出版. ●一番ヶ瀬康子, 1998,『生活福祉の成立』ドメス出版. ●古林詩瑞香, 1996,『生活福祉への助走』ドメス出版. ●西岡普（2021）『日本型福祉国家再編の言説政治と官僚性――家族政策の「少子化対策」化』ナカニシヤ出版. ●岡村重夫, 1990,「地域福祉の思想と基本的人権」『日本の地域福祉』3:3-5, 日本地域福祉学会. ●Schmidt, Vivien A , 2008, *Discursive Institutionalism: The Explanatory Power of Ideas and Discourse*, The Annual Review of Political Science, 11, 303-26.

# 地域福祉の「政策化」と福祉社会学研究

## ―メタガバナンスの社会史を捉えるための試論―

中野航綺（日本大学）

1. 本稿の目的

2010 年代末以降，複数の論者が地域福祉や地域共生社会の「政策化」という概念を提唱している．「政策化」は「地域福祉の主流化」（武川 2006）に続く、社会福祉政策の様態を記述した概念であり，その論点を整理する意義は大きい．そこで本稿では，先行研究レビューを通じて，「政策化」の概念がどのようなものとして論じられてきたのか検討する．さらに「政策化」について，福祉社会学の立場からはどのような研究が可能なのかについても検討する．

2. 先行研究とその議論

「政策化」を論じる研究では，地域福祉や地域共生社会について，関係諸法の法制化を通じて成長していく過程に着目して論じられている．神野直彦（2018）によれば，「地域福祉の政策化」とは共同体的人間関係に基づく，非公式的な習慣であった地域福祉を，地方自治体が公式サービスとして代替して提供するようになった現象を指すものとして論じられている．また川島典子（2019）は，2000 年代以降に出された様々なステートメントと，そのステートメントに基づき進められた各種政策の制定・改正，そして「我がごと・丸ごと地域共生社会」の概念が打ち出されると言った政策の流れ・政府の流れを「地域福祉の政策化」と呼んでいる．さらに田中聡子（2022）は，高齢者福祉政策を基盤として整備されてきた様々な社会福祉政策が，関連領域への連携を通じ，ネットワークや互助を中心とした地域福祉として拡大していく過程を「地域福祉の政策化」として論じている．

「地域共生社会の政策化」を論じているのは，平野隆之（2021）や永田祐（2021）である「地域福祉の政策化」と同様に諸政策の累積に注目しながら，その到達点の 1 つとして「地域共生社会」概念の登場に注目し，一連の流れを「地域共生社会の政策化」と論じている．

これに対し，橋川健祐（2021）や竹内友章（2023）による批判的研究群では，地域福祉の「政策化」を通じて個人が様々なリスクに主体的に対処出来るようになること，そしてそのために労働市場や地域社会への参加を求められていることを指摘し，公的責任の後退と代替としての私領域の強調といった問題が生じていると論じている．経済社会的な変動の中で推進された「政策化」が，社会福祉領域における公と私の境界線を曖昧にしてきたことを課題として指摘している．

3. 公私の境界線の引き直しを論じる「政策化」

先行研究レビューから，「政策化」がどのような概念とされているかが明確となる．「政策化」は関係する各種の法律が制定された事実からのみなる概念ではなく，政策の成立を通じた社会の変化もまたその構成要素として位置づけている．公＝政府が進めた諸政策の法制化を通じて，私＝地方自治体や地域住民が社会福祉の様々な主体として公的に位置付けられていくという特徴に目を向け，公私の境界線の引き直しプロセスを「政策化」は指摘しているのである．

公私の境界線の引き直しはガバナンス研究の中でも議論されてきた（佐藤・前田 2017）論点でもあり，また地域福祉研究・実践においても主題とされてきた（原田・藤井・渋谷 2020）．地域福祉政策の拡充が進むなかで，公と私の位置付けや役割が変化し，その変化が反映された政策が制定され，「政策化」という概念が提唱されたと言えるだろう．

4. 「政策化」を巡る研究とその課題

久保木（2022）が指摘するように，新公共経営管理（NPM）の下で進んだ行政の変化は「ガバメントからガバナンスへ」という素朴な移行ではなかった．地域福祉政策も，中央政府がこれを主導し，それを達成するために地域福祉の仕組みや組織に対して介入する形での統治，つまりメタガバナンス

（Bavir2012=2013）を進めてきた．しかし「政策化」の研究では福祉サービスや福祉実践における中央政府の役割や機能を最小限に見積もり議論を尽くしていない．地域福祉の「政策化」を通じた福祉供給体制の改革，そしてその体制下で市民や個人を動員していくための諸手段がいかに構築されてきたのかをメタガバナンスの視点に立って「政策化」の研究に位置付け、分析することが必要である．

こうした「政策化」を通じたメタガバナンスを検討する際には，副田義也（2014）が論じた「社会史」としての政策過程研究の視座が有効であろう．メタガバナンスを進めた官僚や政治家，知識人達がいかなる言説資源を用い，またそれぞれにどういった役割を演じながら，地域福祉政策を推進してきたのかという「社会のドラマ」に注目した分析を通じて，行政学や政治学と異なった，社会的な相互行為の帰結としての政策過程を明らかにできるだろう．こうしたアプローチは，ひいては社会学の命題である「社会的なもの」（市野川 2004，厚東 2020，坂井 2021）の歴史を問うことを可能とするのである．

文献

Bevir, Mark, 2012, *Governance:a very short introduction,* Oxford:Oxford University Press.（野田牧人訳,『ガバナンスとは何か』NTT 出版.）

原田正樹・藤井博志・渋谷篤男編，2020,「地域福祉ガバナンスをつくる」社会福祉法人全国社会福祉協議会.

平野隆之，2021,「地域共生社会の政策化と地域福祉研究の課題:地域福祉政策の分析枠組みのブレイクダウン」『日本の地域福祉』34(3)：15-23.

橋川健祐，2021,「地域共生社会政策に対する批判的検討と今後の課題に関する予備的考察」『金城学院大学論集』17(2)：31-40.

市野川容孝，2004,「社会的なものと医療」『現代思想』32（4)：98-125.

神野直彦，2018,「地域福祉の「政策化」の検証:日本型福祉社会論から地域共生社会まで」『社会福祉研究』132：21-28.

厚東洋輔，2020,『「社会的なもの」の歴史:社会学の興亡 1848-2000』東京大学出版会.

久保木匡介，2022,「公共サービスの「ガバナンス」と新自由主義的統治:2010 年代イギリスの教育改革から」『立命館法学』399/400：220-254.

永田祐，2021,「地域共生社会の政策化と地域福祉研究の課題:市町村福祉行政における包括的な支援体制のガバナンスの分析枠組み」『日本の地域福祉』34(3)：3-13.

新川達郎，川島典子，2019,『地域福祉政策論』学文社.

坂井晃介，2021,『福祉国家の歴史社会学―19 世紀ドイツにおける社会・連帯・補完性』勁草書房.

佐藤正志・前田洋介編，2017,『ローカル・ガバナンスと地域』ナカニシヤ出版.

副田義也，2014,『生活保護の社会史［増補版］』東京大学出版.

武川正吾，2006,『地域福祉の主流化-福祉国家と市民社会 III』法律文化社.

竹内友章，2023,「地域福祉論の展開と公的責任に関する考察:何を公的責任としてきたのか？何を問わないといけないのか？」『総合福祉科学研究』15(12)：21-32.

田中聡子，2022,「地域福祉の拡大と政策化の系譜」『Int'lecowk:国際経済労働研究』77(11・12)：5-15.

# ボランティア活動参加者の経済的メリット

## ―パネル調査（JLPS-YM）の分析から―

伊藤　理史（京都産業大学）

### １．問題の所在

本報告の目的は，パネル調査（JLPS-YM）データを用いて，日本におけるボランティア活動参加者の経済的メリットの実態を解明することである．

近年，欧米諸国では，ボランティア活動参加者が得る様々なメリットに対する社会的関心が高まっている．ボランティア活動とは，「他者や集団，組織のための見返りを期待せずに時間を提供する活動」（Wilson 2000：215）であるにもかかわらず，しばしばボランティア活動参加者にもポジティブな効果を与えることが知られており，中でも特に注目されているのが，賃金上昇に与える正の効果である．

しかしながら日本では，ボランティア活動参加がその後の賃金上昇にどのような効果を与えているのか（もしくは与えていないのか）は，いまだ十分に検討されていない．日本においても，阪神・淡路大震災の発生に伴うボランティア活動の盛り上がりから後に「ボランティア元年」と呼ばれた 1995 年以降，ボランティア活動参加への社会的関心は確実に高まってきた．そしてそのような社会的関心に対応する形で，「誰がボランティア活動参加者になるのか」という問いについては，少なからぬ実証研究の蓄積が存在する（三谷 2016）．その一方で，ボランティア活動参加者が得るメリットに関する実証研究が不足している理由としては，そもそも欧米諸国と比べて社会全体に占めるボランティア活動参加者が少ないことや，パネル調査データの不足を指摘できる．特にパネル調査データは，1 時点の横断調査データでは対処することができない，ボランティア活動参加と賃金の因果関係（時間順序）の特定や，個人の観測されない異質性の統制が可能であるため，その効果を推定する上で必須といえる．ただし近年では，日本でも複数のパネル調査が実施されるようになり，さらにそのうちのいくつかは公開・二次分析も可能になるなど，実証研究の前提条件が整いつつある．そこで本報告では，東京大学社会科学研究所附属データ・アーカイブ研究センター（SSJDA）で公開されているパネル調査（JLPS-YM）データの二次分析によって，ボランティア活動参加がその後の賃金上昇に与える効果を検証する．

### ２．先行研究と課題

先行研究によれば，ボランティア活動参加が賃金上昇をもたらすメカニズムは，次のような 3 つの理論枠組みから説明可能である（Eberl and Krug 2021）．第 1 に，人的資本論の立場によれば，ボランティア活動参加によって経験された様々な作業を通して，仕事上も実際に役立つスキルが獲得できるために，賃金上昇が生じるという．第 2 に，シグナリング理論の立場によれば，ボランティア活動参加という行為それ自体が仕事上望ましいシグナルとして機能する（評価される）ために，賃金上昇が生じるとされる．第 3 に，社会関係資本論の立場によれば，ボランティア活動参加を介していわゆる「弱い紐帯」を獲得することによって，賃金上昇が生じるとされる．実際にドイツのパネル調査データを用いた実証研究によると，ボランティア活動参加に関する複数指標のうち継続性でなく経験と頻度がその後の賃金上昇に正の効果を与えること，またその効果は転職者に限定されるため，3 つの理論枠組みのうち社会関係資本論の立場と親和的であることが示されている（Eberl and Krug 2021）．

そこで本報告では，先行研究（Eberl and Krug 2021）の議論と分析を参考として，ボランティア活動参加の複数指標と賃金の関係を探索的に分析していく．また分析時には，労働市場における男女の置かれた状況（二重労働市場）を踏まえて，男女別に分析する．

## ３．データ・変数

本報告で使用するデータは，東京大学社会科学研究所パネル調査プロジェクトが実施している「働き方とライフスタイルの変化に関する全国調査」の若年調査と壮年調査を合併したパネル調査（JLPS-YM）から得られたものである．パネル調査（JLPS-YM）は，主に住民基本台帳をもとづき 2007 年（wave1）時点で 20～34 歳（若年調査）／35～40 歳（壮年調査）の日本全国在住の男女対象とする，層化二段・無作為抽出の社会調査である．またパネル調査（JLPS-YM）は 2007 年以降毎年継続して実施されているが，本報告では，報告申込時点で公開されている wave1 から wave14（2007-2020 年）までを分析する．また 2011 年（wave5）以降パネル脱落に対処するため，新たな対象者に対する追加調査も行われているが，本報告では追加調査から得られたデータも合併した上で分析する．

本報告の従属変数・独立変数・統制変数は次の通りである（詳細は報告当日に説明）．従属変数には，個人の対数自給（個人の収入情報，労働時間と月あたり労働日数の情報から自給換算して対数化）を用いる．独立変数には，過去 1 年間のボランティア活動参加の経験（した／しなかった〔基準〕の 2 値）・頻度（週に 1 回以上／月に 1 回くらい／年に 1 回か数回程度／まったくしなかった〔基準〕の 4 値）・継続性（経験の単純加算）の 3 つの異なる変数を用いる．また統制変数には，年齢カテゴリ，雇用形態，企業規模，仕事の自律性の程度，主観的健康，婚姻状態，同居子ども数，都市規模を用いる．

## ４．分析・考察

本報告申込時点の暫定的な結果は次の通りである．固定効果モデルによる分析の結果，男女とも共通してボランティア活動参加の継続性が統計的に有意な正の効果，女性の場合はそれに加えて，ボランティア活動参加の頻度も統計的に有意な正の効果を有する．本報告の暫定的な結果が正しいとすれば，日本でもボランティア活動参加者は経済的なメリットを得ていることが示唆される．分析結果の詳細（転職経験の有無別の分析）とその含意については，報告当日に提示・議論したいと考えている．

## 付記

二次分析にあたり，東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターSSJ データアーカイブから「東大社研・若年パネル調査（JLPS-Y）／壮年パネル調査（JLPS-M）wave1-14, 2007-2020」（東京大学社会科学研究所パネル調査プロジェクト）の個票データの提供を受けました．また本報告は，「公益財団法人日本経済研究センター」の研究奨励金（2021 年度）交付対象課題「ボランティアか活動参加がその後の賃金上昇に与える効果に関する社会学的研究」の研究成果の一部です．

## 文献

Eberl, A. and Krug G., 2021, “When and How does Volunteering influence Wages?: Evidence from Panel Data,” *Acta Sociologica*, 64(3): 274-293.

三谷はるよ，2016,『ボランティアを生みだすもの：利他の計量社会学』有斐閣.

Wilson, J., 2000, “Volunteering,” *Annual Review of Sociology*, 26: 215-240.

# サービスラーニング型授業での再帰性実践の可能性

## ―社会学的想像力の涵養を目指して―

桜井　政成（立命館大学）

### １　研究の背景：社会的想像力を身につけるサービスラーニング

社会学的想像力は，個人的な問題を公共的な文脈で理解する能力を指し，学生に世界の複雑さを理解し，他者の経験に共感することを促す（(Mills [1959]2000; Atkins and Grant 2022)．しかし，学生の社会経済的背景によって異なる影響があるなど，社会学的想像力の涵養は容易ではない．そのため，サービスラーニング型授業がその欠点を補う可能性があるとされる．サービスラーニングとは NPO などでの社会活動を組み込んだ教育のことである．しかし，伝統的なサービスラーニングはチャリティ主義に基づいており，かえって学生の人種差別や階級差別を助長する可能性も指摘されている．Atkins and Grant（2022）は，社会学的想像力を涵養するために，授業での再帰性の向上が重要であると指摘する．再帰性とは質的研究における重要な概念であり，研究者自身がデータ収集や分析のプロセスにおいて自己を批判的に見つめ直すことを意味し，知識構築の過程における主体性を認識することを目的とする（Atkins and Grant, 2022）．本研究ではサービスラーニングにおける再帰性実践のあり方を探ることを目的とする．そのために，質的研究における関連した先行研究を整理し，再帰性の視点と具体的な実践方法について考察し，サービスラーニングへの応用可能性を探るのが本報告の内容となる．

### ２　再帰性の視点整理とサービスラーニングへの援用可能性

ここでは質的研究における再帰性の視点について先行研究から整理をしたい．再帰性の実践方法には多様性があり，それぞれの方法論によって特定のアプローチが好まれるとされる．それらは Dowling (2006)の区分に従えば，まず客観性の維持を目的とした再帰性は，実証主義的なアプローチに関連し，研究の正確性を高めることを目指す．一方，認識論的再帰性は，研究の前提や定義を振り返り，研究の過程での前提の影響を考察する．批判的立場からの再帰性やフェミニズムの再帰性は，社会的構築や権力関係を考慮し，より包括的な視点を提供する．

したがってサービスラーニングの振り返りなどの指導においても，様々な「再帰性レンズ」を必要に応じて使うことが求められると考える．しかしながら社会的想像力の涵養を意識した際には，Dowling (2006)が批判的立場からの再帰性や，フェミニズムの再帰性とした整理したものの適用がより重要となろう．すなわち「研究者と参加者の信頼関係や関係性だけでなく，文脈におけるより大きな社会的・政治的ナラティブ」(Caine, Estefan, and Clandinin 2013, 583）にも注意を払わなければならない．

またどのようなアプローチで再帰性実践を行うにせよ，ポジショニングと間主観性は，共通した重要な視点であろう．研究者の経験や背景といった立場（ポジショニング）は，研究の選択や結果に影響を与えることを考慮する必要がある(McNarry, Allen-Collinson, and Evans 2019)．研究者が研究対象に近しい立場にある「インサイダー」の場合，ポジショニングの視点は研究の妥当性と質を向上させる重要な要素となるが，他方「アウトサイダー」であれば重要なニュアンスを見落とす可能性などに留意が必要となる(Meyer and Willis 2019)．学生がサービスラーニングで何らかの現場に関わる場合においても，立場とその強み弱みを自覚することは，再帰的なふりかえりを行うために重要と言えるだろう．間主観性とは，研究者と研究対象者の関係や，研究チーム内の異なる視点がデータの収集や解釈に与える影響を考慮することを強調する視点である(Levitt et al. 2021)．サービスラーニングの

文脈では，間主観性は現場の関係者と学生の間の問題でもあり，また学生と教員の間の問題としてもありえる．

### ３　再帰性実践をどのように行うべきか，および今後の研究予定

再帰性を実践するための代表的方法として，再帰的な日誌の作成と，対話的手法があげられる．日誌作成は研究者の偏見や態度，先入観を括弧で括るための効果的な手段とされている．さらに，研究者と社会構造や制度との関係を理解するために，個人的な物語や歴史を探ることが重要であるとされる．このため再帰的な日誌は，サービスラーニングでの体験を授業で得た知識と結びつける上でも，有効であると考えられる．再帰的な日誌は研究プロセスにおいて思考と反省を枠組みに制限することなく表現する指針とされるが，自己再帰性は孤立した内省ではなく，主体と客体の緊張を伴う主観的プロセスであるともされる．スーパービジョンがこの緊張を生み出すのに重要である（Dowling, 2006）．同等の立場の者とのフィードバックを通じて再帰性を高める方法もある．（Wiant Cummins and Brannon 2022）．これら手法も，学生同士・教員との対話といった，サービスラーニングでの再帰的実践への参考となる．

また，質的研究においては，再帰的になる機会となるトラブルや不快な瞬間が多く指摘されている．このような状況では，感情に目配りをすることが重要である．また，トラウマ的な体験のエピソードを聞き取る際には，調査者本人のケアも重要となる．トラウマ経験者の話を聞くことは，調査者にとって大きな負担となるため，学生や研究者がこのような状況に適切に対処できるようにするための体制的な準備が必要である．こうしたことから，サービスラーニングでは教育者自身も再帰的であるべきであり，感情の動態的な性質を探求することが重要と考えられる（Atkins and Grant, 2022）．

ここまで質的研究法における先行研究から，サービスラーニング型授業への再帰性実践の視点・方法の応用を検討した．今後は，著者自らのサービスラーニング実践について，共同研究者との対話など通じて再帰的に振り返ることで，再帰的実践を実施するための課題などを論じていきたいと考える．

### 文献

Atkins, Laura C., and Shelley B. Grant. 2022. “Diverse Applications of Sociological Imagination: A Qualitative Study of Service-Learning Mentoring.” *Journal of Applied Social Science* 16(1):328–45.

Caine, Vera, Andrew Estefan, and D. Jean Clandinin. 2019. “A Return to Methodological Commitment: Reflections on Narrative Inquiry.” in Journeys in Narrative Inquiry. Routledge.

Dowling, Maura. 2006. “Approaches to Reflexivity in Qualitative Research.” *Nurse Researcher* 13(3):7–21.

Levitt, Heidi M., Bediha Ipekci, Zenobia Morrill, and Javier L. Rizo. 2021. “Intersubjective Recognition as the Methodological Enactment of Epistemic Privilege: A Critical Basis for Consensus and Intersubjective Confirmation Procedures.” *Qualitative Psychology* 8(3):407–27.

McNarry, Gareth, Jacquelyn Allen-Collinson, and Adam B. Evans. 2019. “Reflexivity and Bracketing in Sociological Phenomenological Research: Researching the Competitive Swimming Lifeworld.” *Qualitative Research in Sport, Exercise and Health* 11(1):138–51.

Meyer, Kylie, and Rosalind Willis. 2019. “Looking Back to Move Forward: The Value of Reflexive Journaling for Novice Researchers.” *Journal of Gerontological Social Work* 62(5):578–85.

Mills, C. Wright. 1959. The Sociological Imagination. New York,NY: Oxford Univ Pr.

Wiant Cummins, Molly, and Grace Ellen Brannon. 2022. “Implicating Ourselves Through Our Research: A Duoethnography of Researcher Reflexivity.” *Journal of Contemporary Ethnography* 51(1):85–102.

# ヤングケアラー支援が提示するもの

## ―“大ごと”にならないサポートの仕組みをどう作るか―

**澁谷　智子（成蹊大学）**

本報告では、慢性的な病気や障害のある家族をケアしている子ども・若者である「ヤングケアラー」を切り口に、支援の現場で感じられている課題から、“大ごと”にならないサポートの仕組みを作っていく方向性について論じたい。

日本社会において、「ヤングケアラー」という言葉は 2014 年頃から広まり始め、国や自治体の政策としては 2018 年頃から取り組まれるようになった。厚生労働省では、「平成 30 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業」の一環として、全国の要保護児童対策地域協議会へのアンケート調査が実施され、当事者や支援団体や自治体のヒアリング調査、海外事例文献調査が行われた。2020 年度には中高生を対象とした全国調査が、2021 年度には小学生や大学生を対象とした全国調査が行われ、回答者のうち、小学６年生の 6.5%、中学２年生の 5.7%、全日制高校２年生の 4.1%、大学３年生の 6.2%が、自分が世話をしている家族がいると答えたことが報告された（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 2021；株式会社日本総合研究所 2022）。2022～2024 年度はヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とされ、自治体がヤングケアラーの実態調査をしたり、教育や医療や福祉に関わる専門職の研修を行ったり、ヤングケアラーの悩み相談を行う団体への支援を行ったりすることを、国が後押ししている。2023 年 4 月には、ヤングケアラー関連の施策は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室から、こども家庭庁支援局虐待防止対策課の管轄となったが、2023 年度も「ヤングケアラー支援の効果的取組に関する調査研究」が実施され、ヤングケアラーやその家族にとって利用して良かったと思う支援とその理由などが分析された。

自治体が行う支援や学校などでの周知も進んでいる。埼玉県や世田谷区などでは、小学生や中学生や高校生に対してわかりやすく、ヤングケアラーとは何か、どういう人や場所に相談できるのかなどを説明したハンドアウトなどを作成し、学校で配布している。埼玉県教育委員会が行う「ヤングケアラーサポートクラス」のように、元ヤングケアラーや有識者が小学校や中学校、高校に行って、ヤングケアラーとしての経験やその時に抱いていた気持ちを話したりする授業を行っている自治体もある。兵庫県や港区のように配食支援をしている自治体、高崎市や神戸市のように家庭にサポーターを派遣している自治体、川口市のようにヤングケアラーに対して経済的支援を行っている自治体もある。

このように、自治体の支援や周知は進んでいるが、教育機関や福祉関連の部署でヤングケアラーを支援する際の課題として実感されているのは、ヤングケアラーを見つける難しさ、そして、子どもがヤングケアラーだとわかった後も子どもや家族が支援を受け入れないという状況である。その背景には、支援が子どもにとっても親にとっても「大ごと」と感じられ、自分たちはその対象じゃないと考える感覚がある。これまでの「児童福祉」が「親が育てることができない子ども」や「子どもに障害があるケース」を対象にしており、ヤングケアラー施策を虐待防止対策の部署が中心となって進めているという構図がそれを補強している側面もあると思われる。もちろん、ヤングケアラーも虐待も、子どもを育てている家庭にかかっている経済的プレッシャーや心身の不安や家族メンバー間の緊張など、困難状況が生まれる背景を考える上で共有する部分は多く、虐待防止対策の部署は「支援を必要としている家庭もある」ことへの感度は高い。さらには、ヤングケアラー状況と虐待状況が重なっているケースもある。

ただ、ヤングケアラーの多くは、しんどさを感じてはいても、自分が虐待されているとは思っていない。ましてや親のほうは、うちは家族で助け合ってなんとか回っている、という認識でいることが多い。そのため、自分の子が「ヤングケアラー」と言われ、支援を提案されると、ショックを受ける。現在のヤングケアラー施策は、支援を必要とする子どもや家庭をあくまでも“対象者”と捉え、“自分の延長”として捉える感覚が希薄である。ヤングケアラー支援をする時には「早期発見・早期介入」という言葉がしばしば使われるが、もし自分の子が「ヤングケアラー」と言われ、「早期発見・早期介入」と言われた時、自分はどう反応するのか、といった視点で考えていくことも重要であろう。

実際、「ヤングケアラー」という言葉に対する親側の抵抗感は強い。2023 年度にこども家庭庁が実施した事業「ヤングケアラー支援の効果的取組に関する調査研究」の報告書では、「ヤングケアラーと聞いたら、自分を責めて死にたくなります。」「こどもに迷惑をかけているのか、と申し訳ない気持ちになる。」といった親の声が紹介されている（有限責任監査法人トーマツ 2024）。

世帯人数の減少、共働き化、少子高齢化、親戚の減少、地域のつながりの希薄化、という社会の変化の中で、余裕のない家庭ほど、大人が子どもに頼らざるを得ない状況が構造的に起きている。そうした中では“困難家庭”を支援するだけでなく、より“普通”の家族が困難状況に陥るのを防止する仕組みを充実させていくことも求められる。ヤングケアラーに関しても、少なくとも「啓発」「状況悪化防止」「事後対応」の３つの段階に分け、状況に応じた支援をタイミングよく提供していくことが必要であろう（澁谷 2024）。現在行われているのは、「ヤングケアラー」という言葉を広く知らせる「啓発」と、かなり困難な状況にある子どもと家庭を支援する「事後対応」のみである。すぐにでも配食や家事育児や相談の支援が必要な家庭は、既に相当の困難が生じており、健康や安全を守るという視点からも支援が必要なケースである。しかし、今はどうにかギリギリ生活を維持しているが、子どもにはかなりのストレスがかかっていて時間の積み重ねの中で状況悪化が懸念されるケースに対応する施策はない。子どもが学校に行かなくなるなどの状況に進まないと、支援にはつながりにくい。

「こどもがまんなかの社会」という概念は重要だが、子どもの年齢が幼いほど、親と過ごす時間が多いのも事実である。今日の社会状況を考えた時、親の安心感も高めながら、より“普通”の家族が受け入れられるサポートの仕組みを開発していくことも大切だと思われる。それは、“大ごと”にならず、日常性を確保したカジュアルな支援、実用とリフレッシュを兼ねた支援、“助け合い”に近い支援と言えよう。家族メンバー間の緊張が高まった時に、子どもであっても、家族と距離を置ける場を確保していくこともその一つである。家とは異なる場で、同じ立場の人と話したり、ごはんを食べたり、ケアや家事やコミュニケーションのコツを学んだり、勉強を見てもらったり、必要な時には泊まれたり、かつての“親戚”のような感じで、気軽に家族外の大人と安心して安全に関われる仕組みがあれば、それは、子どもにとっても親にとっても、違った視点から自分の普段の生活を見直し、一息つく機会になる。

従来のような「親が育てることができない子ども」への支援だけではなく、子どもも親も安心して家族生活を続けられることをサポートするような支援が求められている。

文献

株式会社日本総合研究所，2022，「ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書」.
三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング，2021，「ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書」.
澁谷智子，2024，「ヤングケアラーの孤独・孤立――アクセスしやすいサポートをいかに作るか」『都市社会研究』16：15～29 ページ.
有限責任監査法人トーマツ，2024，「ヤングケアラー支援の効果的取組に関する調査研究　報告書」.

# 子どものためをめぐる磁場

## ―社会的養護の現場と理念から考える―

安藤　藍（千葉大学）・川瀬　信一（一般社団法人子どもの声からはじめよう）

アドボカシーの機運の高まり、意見表明等支援員等の制度化等を受けて、社会的養護の現場で何が生じているのか。本報告は、子どもの声を聴く営みの課題について検討することを通じて、子どもを中心とした制度政策のありかたを考える素材を提供するものである。

政策動向としての子どもの声を聴くしくみ

社会的養護は、何らかの事情で親元から離れざるを得ない子どもたちを、公的に養育するとともに、その家庭を支援する児童福祉制度である。これまで社会的養護の領域では、子どもが自分の人生に関する意思決定に参画するような仕組みが整っているとはとても言えない状況にあった。そのようななか、日本の社会的養護の施策は、21 世紀に入り大きく変貌を遂げつつある。大別して、国際的な動向をふまえた家庭養護の推進、子どもの権利擁護が挙がろう。権利擁護の動向では、意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され」るよう努める（改正児童福祉法第 2 条）、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮される（こども基本法第 1・3 条）など、明文化されるに至った。政策動向を軌を一にするように、当事者活動やこどもアドボカシー活動も活発化しているように感じられる。子どもの意見表明を担保するしくみのひとつとして、2022 年改正の児童福祉法において意見表明等支援事業が法定化（都道府県の努力義務）、2024 年春から施行され、実際に意見表明等支援員の養成とアドボケイト活動も開始したばかりである。

子どもの声をどのようにみるか

理念として子どもの意見表明や最善の利益の考慮が目指されるなか、実際問題として子どもたちがそれをどう経験しているのか。社会福祉学の領域ではかねてより子どもの権利擁護について取り組まれ、社会的養護に着目したアドボカシー研究の蓄積も厚い（栄留 2015、長瀬・谷口 2019 等）。社会学でも近年、子どもの語り等をもとに何が「子どものため」とされるかというポリティクスを丁寧に描いた知見（野辺編 2022）や、施設養護の現場で規範がどう認識されジレンマを生むのか等に迫った知見（土屋・藤間編 2023）も蓄積されはじめた。とりわけ根岸（2022）は、「子どものため」は子ども・支援者ら双方の文脈で可変的なものとして経験され、子どもと支援者ら、周囲との相互作用の中で関係的権利のあり方が模索されるものであるとし、「被虐待児が選ぶ人が、被虐待児がもういいというまで実質的に伴走できること」（ibid.）の重要性を指摘する。子どもの声は、子どもの中から取り出されるものではなく、文脈の中で生成され、変化し、解釈されなおす性質があるといえよう。しかし、元森（2022）の指摘するように、現代は子どもという主題をどうみるのか、保護か客体かという対立以上の子ども観の再編成がおこなわれ、「子ども」「子どものため」をめぐる社会学的な検討は多くない。本報告でも、子どもの声が紡がれ、それがときに利用されもする磁場は、十分に記述され、検討されるには至っていないことに問題関心をおく。シンポジウム当日は、そうした現場における、子どもの声を聴くことをめぐる葛藤や権力性、新たな課題について丁寧に紐解いていきたい。

主な論点

具体的には、大別して 2 つのことを扱う。１つは、個々の権利擁護の過程についてである。個別に権利擁護の活動をおこなっていくと、子どもの問題として子どもに帰属させられていたことが社会の問

題として再定位される場面がある。しかし、社会資源も限られる中で、権利擁護活動を通して子ども自身に問題解決の主体になるよう要請してしまう懸念がある。

いまひとつは、ケースアドボカシーからシステムアドボカシーへとつなぐ過程の課題とも重なるものである。声のなかには、政策動向に親和的な声もあれば、必ずしもそうでない声もあり、後者がかき消されやすくはなっていないだろうか。また、少なくとも社会的養護において、子どもが語れるような状態になるまで時間がかかる場合が多々あるが、児童福祉制度として子どもの声を聴き、意思決定につなげるにはリミットがあるともいえ、これがさらに声をあげられない者を周辺化していくように考えられる。

以上の 2 つの論点を中心に、大人が子どもに声を要請し、それを制度化する過程で生じる課題について議論をおこないたい。

文献

栄留里美，2015『社会的養護児童のアドボカシー　―意見表明権の保障を目指して』明石書店.

元森絵里子，2022「第 1 章　『子どものため』の社会学的記述に向けて　―『子どもの視点』や『脆弱さ』をどう組み込むか」野辺陽子編『家族変動と子どもの社会学　―子どものリアリティ／子どもをめぐるポリティクス』新曜社，33-61.

長瀬正子・谷口由紀子，2019「社会的養護の当事者の『声』　―施設等退所後に困難な状況にある当事者に焦点をあてて」『子どもの虐待とネグレクト』21（1）:55-62.

根岸弓，2022,「第 5 章 被虐待児に対する『子どものため』の臨界　―被虐待児は『子どものため』の支援／介入とエイジェント化をどのように経験しているか」野辺陽子編『家族変動と子どもの社会学　―子どものリアリティ／子どもをめぐるポリティクス』新曜社，161-200.

野辺陽子編，2022『家族変動と子どもの社会学　―子どものリアリティ／子どもをめぐるポリティクス』新曜社.

土屋敦・藤間公太編，2023『社会的養護の社会学　―家庭と施設の間にたたずむ子どもたち』青弓社.

# 「こどもまんなか」社会と若者

## ―誰が，どのように「まんなか」に位置づけられるのか―

岡部　茜（大谷大学）

本報告では，こども家庭庁の政策やそこでの若者の位置付けから若者支援を考える．こども家庭庁では，内閣府管轄であった子ども・若者育成支援推進法関連が移動して含まれるようになり，「こども」のなかに若者が含まれる形となった．若者支援研究では，若者支援政策の後景化など，こども家庭庁政策の課題が検討され始めている（宮本編 2023）．本報告では三つの問題を検討し，本シンポジウムのテーマである「人が生まれ育つのを社会的にどう支えるか」についての簡単な提起を試みる．

### １．若者期の生活問題への視点

現在の若者期の生活問題は，家族主義が強く，企業の福利厚生に頼ってきた日本の社会保障制度の影響を強く受けている．まず家族に頼ること，家族を支えることが期待されやすいため，不足する社会保障，福祉事業や医療等の補填をさせられることや，家族に頼ることを強いられ，家族との間の葛藤が強まりやすい状況にある．また，就労・稼得による生活を期待されやすいため，金銭か家族によるものかでなければ安全な住まいが得られないことや，医療を受ける機会から遠のくことなどが生じる．こうした問題に対し，若者支援政策は「ひきこもり支援」，「ヤングケアラー支援」，「社会的養護のアフターケア」などの個別対応を進めてきた．また総合的な施策としては子ども・若者育成支援推進法を整備したが，窓口等はそれほど整備されずに現在にいたる．現在も問題が次々と提起され，対応が検討されるが，「働けない若者」「家族に頼れない若者」というように，働くこと・家族に頼ることが基本とされたうえで例外が支援の関心となっている．しかしこうした支援政策では，若者の生活問題は十分に対応されていない．そうした状況のなかで 2023 年にこども家庭庁が発足した．

### ２．若者支援政策の変遷とこども家庭庁における若者

まず，日本の若者支援政策の変遷を確認しておきたい．日本の若者支援政策の起点は 2003 年の「若者自立・挑戦プラン」である．それ以前にも，勤労青少年福祉法などが存在していたものの，現在のような若者の移行過程への対応策として展開される若者支援政策群は，2000 年代以降のものが対応している．2000 年代は「ニート・フリーター」への注目が高まった時期であり，若者支援政策も主に就労支援政策として組み立てられてきた．特に「地域若者サポートステーション事業」は，公的に予算化された若者支援事業としては最も予算が多く，全国に拠点があり，現在も主要な支援拠点である．また 2000 年代は「ひきこもり」も注目され，2009 年に「ひきこもり支援推進事業」が打ち出された．そして 2010 年には「子ども・若者育成支援推進法」が施行され，総合相談センターや地域協議会の整備が進められた．この流れのなかで，大綱や白書が紐づいていた理念法としての位置づけが強い後者がこども家庭庁に含まれたが，実質的な若者支援拠点の一つとなっている地域若者サポートステーションやひきこもり地域支援センターは厚生労働省管轄のまま，「こども家庭庁」外にある．

つぎに，こども家庭庁政策における若者期の扱われ方を確認する．こども基本法第２条では，「こども」は「心身の発達の過程にある者」と定義され，これに若者も含まれるとされている．子ども・若者育成支援推進法では定義がなされなかったが，こども基本法でこのように定義されることで，若者も発達途上／発達完了といった旧来的な子ども／大人の二項区分の図式に位置づけられることとなった．また国会答弁では，「基本的に十八歳までの者を念頭に置いております」と説明されており，子ど

も・若者育成支援推進法が対象として想定していた若者層よりも低い年齢層が想定されやすい状況にある．

### ３．若者期と「こどもまんなか社会」：周縁化・囲い込みと序列化

若者期は，戦力，労働力，少子化対策，消費者，社会の担い手など，さまざまな期待を付与されて支援対象となってきた．そうした若者期において，「こどもまんなか社会」というフレーズはどのような意味を持つのか．ここでは三点の問題を考えたい．第一に，若者期が周縁におかれ，生活問題への対応が不十分となる問題がある．問題対応の不十分さは従来からも存在していたが，若者期を子ども期の延長として認識するこども家庭庁ではさらに問題が放置される危険性がある．つまり定義では包摂しながら支援の内実としては排除・周縁化されてしまう．第二に，社会的な囲い込みの問題がある．こども家庭庁の政策において「若者」には，親-子関係における「子」としてだけでなく，「親」としての位置づけが加わっている．これに関わり 2023 年以降のこども家庭庁への統合で若者支援政策が少子化対策とも併せて取り組まれることによって，就労支援対象としての被雇用者予備軍という位置づけに加え，若者への親予備軍としての位置づけが強化されてしまう危険性があるのではないか．

また他の政策との関わりから第三に，社会における序列化という問題がある．全世代型社会保障制度改革は，少子化対策として不妊治療の費用減や待機児童問題への取り組みを増やす一方，医療では高齢者の負担を増加させ，調整している．少子化の動向のもと，子どもを産み育てることへの支援と併せて高齢者への保障の後退があり，全世代型社会保障改革と同時進行する社会の文脈上で，「こどもまんなか」とは序列化の方針としての意味を帯びてくる．このとき考えなければならない点は，こども家庭庁での若者支援政策の後景化を批判し，十全な支援に向けた議論を行うことの限界性である．

### ４．「人が生まれ育つのを社会的にどう支えるか」を考えるために

最後に本報告から提起したい点は三点ある．一点目は根本的な対応の必要性である．若者の生活問題が解決されないのは，貧困や搾取などの根本的な問題が解決されないからであり，個別的あるいは総合的な支援窓口を作ることで後景に置かれがちな問題の根本への対処が必要である．そのためには，「働けない」「家族に頼れない」という例外としての対象化を脱する必要がある．二点目に，若者支援研究における他者化という課題の問題がある．根本的な政策が打ち出されないことに対して，現状の若者支援の議論における問題の一つは，若者の捉え方が「リベラルな他者化」（ヤング 2007=2008）にとどまっている点にあるのではないか．従来の「標準的」とされた生の確立された地位をそのままに，教育機会や就労が支えられれば，家族形成ができれば，不安定な生活を生きる若者も安定した生活を送ることができるとする発想が，若者を被雇用者予備軍，親予備軍に位置づけ，貧困や労働による多忙や社会への不安といった根本問題への抵抗の顕現を不可視化する．三点目に，以上を踏まえ，求められる政策や実践は脱商品化や現行の家族主義政策の変容を進めるものだと提起したい．

### 文献

宮本みち子編著，2023，『若者の権利と若者政策』明石書店．

Young, Jock 2007 The Vertigo of Late Modernity, Sage.（木下ちがやほか訳，2008，『後期近代の眩暈――排除から過剰包摂へ』，青土社.）